

令和5年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和5年9月12日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第63号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第62号 財産の処分について
- 第7 議案第58号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第8 議案第60号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第59号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第61号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第11 認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第17 一般質問

○出席議員（10名）

1番	山田日出夫君	2番	渡邊智大君
3番	西森信夫君	4番	吉野美香君
6番	村口鉄哉君	7番	谷口武彦君
8番	余湖龍三君	9番	大野良弘君
10番	泉愉美君	11番	北川克良君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田彰君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
総務課参与	高橋誠君
企画財政課長	篠田康行君
企画財政課業務監	本庄朋美君
町民課長	山田英知君
福祉保健課長	坂井毅史君
福祉保健課業務監	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長	荒沢直樹君
建設課業務監	河端健君
上下水道課長	森田繁光君
地域創生室長	鈴木淳君
会計管理者	今田朝幸君
教育委員会教育長	林秀貴君
教育次長・管理課長	高橋治君
子ども未来課長	伊原こずえ君
社会教育課長・図書館長	伊藤貴裕君
農業委員会事務局長	今田和則君
監査委員	平塚晴康君
農業委員会会長	細川孝雄君
選挙管理委員会委員長	館山玲司君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村隆広君
議会事務局書記	奥山結衣君

◎開会の宣告

○議長（山田日出夫君） 皆さま、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（山田日出夫君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（山田日出夫君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（中村隆広君） それでは、報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が7件、認定が6件、報告が1件、その他、請願が1件、議長からの報告が2件であります。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番、谷口武彦君、8番、余湖龍三君、9番、大野良弘君、10番、泉愉美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山田日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月12日から9月14日までの3日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり議場においてもナチュラルビズスタイルの実施ということになりますので、9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。どうぞこれ以降は上着を脱いでいただいても結構です。

◎行政報告

○議長（山田日出夫君） 日程第3、伊田町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を召集申し上げたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼申し上げるものでございます。

本定例町議会開会に当たり提案しております。概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、はじめに補正予算についてであります。

一般会計の主な補正予算といたしまして、新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種の準備経費やメロンの新設ハウスに対する補助など、新規施策なども含めて提案をさせていただきます。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費にかかる国・道からの負担金、補助金、令和4年度実績による国・道からの子どものための教育保育給付交付金のほか、産業後継者育成基金繰入金や教育費指定寄付金などを追加しております。

歳出では、先ほどご説明した新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種事業やメロン振興事業補助金のほか、固定資産評価と賦課徴収にかかるシステム改修費、民生費では昨年度の各交付金事業の精算による国・道への返還金、農業後継者の海外研修を補助するための農業後継者育成支援事業補助金の追加など、歳入歳出それぞれ3,432万2千円を追加提案させていただいております。

国民健康保険特別会計では、前年度の国民健康保険税の更正還付金が生じたことにより16万6千円を追加補正し、補正後の国民健康保険特別会計の予算総額を8億3,786万6千円とすることを提案させていただいております。

介護保険特別会計では、介護予防認知症対応型通所介護サービスの利用を開始される方がいますことから、地域密着型介護サービス予防給付費を48万円追加補正し、補正後の介護保険特別会計の予算総額を6億7,233万1千円とすることを提案させていただいております。

次に、規約の変更でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約について、新規団体の加入に伴う改正を提案させていただいております。

次に、財産処分について、町有林の林産素材販売にかかる財産の処分について承認を求める提案をさせていただきます。

次に、人事案件でございます。教育委員会委員1名が本年9月30日に任期満了となるため、任命の同意を求めるものでございます。

次に、8月16日に一般会計補正予算について専決処分を行いましたので報告し承認を求めるものでございます。

次に、認定でございます。

一般会計、四つの特別会計および水道事業会計、合わせて6会計の令和4年度決算認定の提案をさせていただきます。

最後に、報告でございますが、令和4年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案7件、認定6件、報告1件の詳細につきましては、人事案件を除き各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、第3回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

続きまして、お手元に配付させていただきました行政報告を申し上げます。

去る7月12日、訓子府町協成にお住いの菊池一春さま、ヤエ子さまから「図書館建設資金の一部として役立てていただきたい」と300万円のご寄付がございました。

菊池一春さまにおかれましては、平成19年から4期16年にわたり訓子府町長の職を務められ、町職員時代を含め、ヤエ子さまとお二人で町の発展に貢献されてこられました。

菊池さまのご厚志に心より感謝申し上げます、ご寄付につきましては、図書館建設整備に活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとし、今定例会で補正予算を提案させていただくことを申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。○議長（山田日出夫君） ただいまの行政報告につきましては、寄付に関連する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第63号

○議長（山田日出夫君） 日程第4、議案第63号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書では21ページです。

町長。

○町長（伊田 彰君） 議案第63号 教育委員会委員の任命について。

人事案件でございますので、私からご説明をいたします。

現在、教育委員であります中塚保氏が本年9月30日をもちまして、任期満了となります。ご存じのとおり中塚保氏は令和元年10月1日に教育委員に就任され、1期4年間にわたりご活躍をされております。9月30日で任期満了を迎えますが、中塚保氏を引き続き教育委員として任命させていただきたくご提案申し上げるものでございます。

中塚保氏につきましては、昭和34年、町内柏丘にお生まれの満63歳。昭和53年3月に北見柏陽高等学校をご卒業後、農業経営者としての知識、技能を習得するため、本別町の北海道立農業大学校に進学。卒業後は農業経営を引き継がれ、現在に至っております。この間、社会教育所管の訓子府町青年団体連絡協議会や網走支庁管内青年団協議会の役員を務められ、青年活動のリーダーとして活躍されたほか、訓子府中学校PTA会長にも就任されるなど、保護者からも厚い信頼を得ているところでございます。

また、地元JAの青年部長や生産組織の代表、実践会連協の会長も務めるなど、農業をはじめとする地域振興にも力を尽くされてこられ、これまでの教育委員としての実績は本町の教育行政には欠かせない人材であると考えております。

引き続き、教育委員として任命させていただきたく、議会の同意を賜りますよう提案させていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間

でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第63号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第64号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第5、議案第64号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の22ページをお開きください。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、8月9日の落雷により子育て支援センターの火災報知器が壊れ、速やかに修理復旧させる必要があったことと、秋から開始する新型コロナウイルスワクチン接種にかかる準備のため、早急に対応する必要があったことおよび8月5日に開催された北見地区吹奏楽コンクールにおいて、訓子府中学校が金賞を受賞し、9月2日開催の全道大会に出場することになったことから専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の内容を説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万6千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ50億2,012万5千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容について

ては、25ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは26ページの歳出になります。

一番上の表の3款、2項、5目、子育て支援センター費の事業区分、子育て支援センター維持管理事業では、子育て支援センターに設置している火災報知器が落雷の影響で故障したことから修理をしたもので、需用費の修繕料37万4千円を追加。

その下の表の4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の役務費の通信運搬費では、接種券や未接種者に対する案内にかかる郵送料44万4千円を追加。

委託料の新型コロナウイルス接種予約受付業務では、コールセンターによる電話受付およびパソコン等の端末からの予約等にかかる業務として53万8千円を追加。

接種券等作成業務では、接種券と封筒の作成および折り込み物の封入等にかかる業務として68万5千円を計上。

一番下の表の10款、3項、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金では、訓子府中学校吹奏楽部の全道大会出場にかかる貸切バス、宿泊費、楽器輸送用のトラック等の経費として195万5千円を追加。

次に、25ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、3目、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、歳出で説明しました当該ワクチン接種事業にかかる補助として56万8千円を追加。

その下の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として313万8千円を追加。

最後に、別に配布の資料3の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧くださいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは右側の下から4行目にありますように39億3,921万9千円となっております。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑については1人3回まで行えます。

ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけ聞きます。26ページ、教育費、中学校費のスクールバンド

の全道大会ということで195万5千円の支出がありますが、これはバス代とか宿泊費全てでこういう金額ですけども、これ参加した人数、子どもの人数、引率者の人数、何泊でというような、そこら辺の内訳を簡単にお知らせ願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 26ページの10款、3項、中学校費の教育振興費、負担金及び交付金の部活動等派遣補助金の参加人数の内訳等でございます。

まず生徒数、訓子府中学校の吹奏楽部が全道大会に派遣ということで、人数につきましては部員28名、それから引率者4名ですが、これにつきましては、大会運営等の補助等も含めてということですので4名、宿泊数につきましては、9月1日から9月3日の2泊3日でございます。

なお、大会日程につきましては、9月2日ですが9月2日の17時が発表時間ということですので、後泊付きの2泊3日ということでございます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。4款、1項、2目の予防費の中の委託料、新型コロナウイルスワクチン接種予約受付業務、これ非常に金額が536万8千円ということで、電話受付ほかということなんですが、これは全町で1回分なのか、これ業者委託は指名委託をしているのか、入札なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） コロナワクチン接種の予約にかかるコールセンター、ネットでの予約とあと電話による予約に関する委託料になります。

コールセンターにつきましては、これまでの経過等もありまして、ここ1社について契約しております。

接種の期間が12月までですので、その期間の9月から12月までの接種に関する予約業務を結構膨大なお金なんですけれども、電話の受ける方を何人配置するかとか、その金額によって高くなっている状況です。

○議長（山田日出夫君） 皆さんに申し上げますけども、マイクはご自分の口元に持ってきて、お話をお願いします。

ほかにご質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ほかに討論ございませんね。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第62号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第6、議案第62号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第62号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（その1）であります。

本件の伐採箇所は、駒里町有林の32林班9小班の一部ほか6.58haでございます。

8月21日執行の入札において4社に応札いただいた結果、契約の相手先は、物林株式会社 営業本部 札幌支店 国産材営業部長 秋元直樹氏で、契約金額は2,700万5千円でございます。

予定価格につきましては1,901万3千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ912.318m³、トドマツ1,830.418m³、雑木34.792m³、合計で2,777.528m³でございます。

なお、このページに記載までしておりませんが、用途別で申し上げますと用材が1,774.379m³、パルプ材が1,003.149m³となっております。

以上、議案第62号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

大野良弘君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野でございます。1点、ちょっと新人で分からない部分もあるので、教えてほしいということでの質問です。

契約金額欄のところで括弧書き予定価格ということで、いつも表示されているところがございますけれども、この予定価格を公表する必要があるのかどうかというところで疑問がございまして、常識であればそれでいいと思うんですけど、予定価格は公表しなくてもいいんじゃないかというふうに私的に考えておりまして、そこら辺のアドバイスをいただければありがたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 議案の直接の質問ではないような気もしますが、答えられましたら。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらについては、この議案の提案の仕方については慣

例において、この契約の相手先の決定金額とこの予定価格というものを併記させていただいて、ご提案させていただいています。

なお、実際の入札に関しては、この予定価格は私どもの材の売り払いは事前公表ではございません。この材の価格については、材そのものの価格とその落とした業者さんがその場において材を運搬する経費とか、そういったものを見た上で積算しておりますので、今後この形で提案をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑はありますか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。毎回この財産処分に関して思うんですが、駒里32林班といっても議員にとっては実際、位置はどの辺なのか全く皆目見当がつかないということで、地図が添付できれば分かりやすいのかなというふうに思いますが、今後それが可能なのかどうかだけ聞きたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、西森議員のおっしゃられる場所の明示というのとはできますので、次回以降、この財産の処分のときにここだということで図面をつけた上で提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質問ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけお願いします。予定価格が1,900万、買っていたのが2,700万ということで、非常にこの差がすごい大きくあるんですけども、これ予定価格というのはどういう感じで決められていて、実際にこれだけ差があるのかなというのがちょっと不思議でたまりません。それで4社の応札があったということなので、実際に4社の差というのはどれぐらいあったのか分かるなら最低価格と最高、最高が2,700万でしょうけれども、そこら辺の答えていただけるならお願いします。要するに予定価格自体がどういう形になっているのかなというのはちょっと疑問を感じます。よろしくお願いします。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほどの大野議員の質問でも、ちょっと触れましたように、この予定価格というものは、今回、売り払う材がどのくらいあるのかというようなものを積算しまして、どういう用途に売っていくものかというような単価の調査をいたしております。その単価の調査をした上で、単価というものは2か所調査先がありまして、民有林新聞という新聞の価格の直近の価格、あと道森連、北海道の木材を扱う連合会の会社で出している価格調査というのをその都度、その都度、私どもからかけまして、例えばカラマツのこの材はいくらで今標準的に取引がなされていますかというところを参考に材の積算というのをしております。それと先ほども申し上げましたけれども、業者が積み込み量、運搬、冬期で材を搬出するときは除雪経費、そういったものを全て見込んだ上で材の価格、予定価格というものを積算しております。

近況を申し上げますと今、国産材の引き合いというのは、2年前ぐらいが一番高かったと思っておりますけれども、徐々に落ち着いてはいるものの、引き続き国産材というのはウッドショックで輸入木が入ってこなくなっておりますので、そこそこの値段がついております。

ただし、需要の裏を返せば、住宅の需要とか、そういったものはなかなか物価高騰でないというところで苦戦している要素はありますけども、まだ応札されている会社は、その部分の引き合いは強いということで、私どもの市場価格よりは高い材で引き取りをという価格で、これだけの材の価格差とか出てきておまして、その傾向というのは、この2、3年大体こういった積算と落札価格の差というので出てまいります。

参考までに最高の落札価格が議会で提案した部分なので、最低の額を申し上げますと2,350万でございます。だから約350万くらいの差かなと思われまして。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号、議案第60号

○議長（山田日出夫君） この際、日程第7、議案第58号、日程第8、議案第60号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第58号の説明になります。

議案書の1ページをお開きください。

それでは、議案第58号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）について提案説明をいたします。

令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ3,432万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ50億5,444万7千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページにあります第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、3ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

まず、歳出から先に説明させていただき、その後、歳入の説明をさせていただきます。
6 ページをお開きください。

2 款、1 項、1 目、一般管理費の事業区分、各種基金積立金の積立金では、教育費指定寄付が 1 件あったことから、社会資本整備基金に積み立てるため 3 0 0 万円を追加。

4 目、公有林管理費の事業区分、町有林整備事業（補助）では、野ネズミ防除にかかる空中散布用殺鼠剤とヘリコプター散布飛行料金が価格改定により増額したことから補正するものでございます。

需用費の消耗品費では、空中散布用殺鼠剤として 3 万 1 千円を追加。

委託料の造林業務では、ヘリコプター散布飛行料金 5 万 1 千円を追加。

事業区分、町有林整備事業（単独）も同様に、需用費の消耗品 7 万 8 千円を追加。

委託料の造林業務では 1 3 万 6 千円を追加。

なお、それぞれの散布面積ですが、補助分が 9 6 . 3 4 h a、単独分が 2 5 3 . 8 6 h a となっております。

5 目、保安林管理費の事業区分、保安林整備事業（単独）も町有林整備事業と同じく野ネズミ防除用の殺鼠剤の価格改定により需用費の消耗品費 2 万円の追加。

散布面積になりますが、全体で延べ 1 0 9 . 1 4 h a で、うち、今回補正した単独分につきましては、延べ 9 8 . 0 2 h a 分で手まきにより実施いたします。

次のページの 2 款、2 項、1 目、税務総務費の事業区分、固定資産評価事業の委託料では、令和 7 年度末の基幹業務システム統一化・標準化のシステム移行に向け、土地評価情報システムの改修が必要になったことから、システム改修業務 8 2 3 万 7 千円を計上。

2 目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の委託料では、令和 6 年度から住民税とあわせて新たに森林環境税が賦課されることになったことから、システム改修業務 2 8 6 万 5 千円を追加。

その下の表の 3 款、1 項、1 目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の償還金、利子及び割引料では、令和 4 年度の障害者自立支援給付費負担金の精算に伴い、国庫支出金等返還金 4 0 5 万 3 千円を追加。

2 目、高齢者福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金の繰出金では、介護保険会計における事業費の増に伴うもので、介護保険特別会計繰出金 6 万円を追加。

次のページの上の表、3 款、2 項、1 目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の償還金、利子及び割引料では、令和 4 年度の子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴い 9 万円を追加。

5 目、子育て支援センター費の事業区分、子育て支援センター運営事業の償還金、利子及び割引料では、令和 4 年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い 2 2 万 8 千円を追加。

その下の表の 4 款、1 項、2 目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和 5 年秋からの接種にかかる経費になります。

まず、報酬ですけれども、事務補助員にかかる会計年度任用職員の報酬としまして 2 9 万 8 千円を追加。

職員手当等では、時間外勤務手当として 1 7 万 5 千円を追加。

なお、1 1 ページの給与費明細書につきましては、今回の補正に伴う内容となっております。

ますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、報償費では、接種にかかる医師、保健師、看護師の報償としまして9万8千6百円を追加。

需用費では、コピー用紙、アルコール綿などの購入にかかる消耗品費として20万6千円を追加。

光熱水費では、ワクチン冷凍庫電気代としまして4万2千円を追加。

役務費では、予約、受付にかかるフリーダイヤル料、ワクチン配送料として通信運搬費39万円を追加。

手数料では、制度周知にかかる新聞折り込み経費と町外接種者分の国保連合会事務手数料としまして6万3千円を追加。

次のページの委託料では、集団接種と個別接種にかかる業務を北見赤十字病院と訓子府クリニックに合わせて2,300人分を委託するため44万5千3百円を追加、医療用廃棄物処理業務として5万8千円を追加。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料4万円を追加、吸塵・吸水マットやパネル等の会場用具借上料としまして55万1千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、町外でのワクチン接種料として新型コロナウイルスワクチン接種負担金34万2千円を追加。

その下の表の6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の農業後継者育成事業補助金では、JAきたみらい青年部の海外研修にかかる経費の一部補助で140万円を追加。

メロン振興事業補助金では、町内農業者が新規でメロン用ハウスを整備し、現状の作付面積より増加させる場合に対して、新設ハウスの施設整備費の一部を補助するものでございます。補助率につきましては2分の1以内で補助上限は坪当たり1万3千円、1申請者当たり438坪です。なお補助額にしますと56万9千4百円になります。今回1申請者の上限を見込みまして56万9千4百円を計上しております。

4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の委託料では、令和5年度草地畜産基盤整備事業において、資材高騰、調査測量設計面積の増および資材使用量の増に伴いまして畜産担い手育成総合整備事業実施業務に39万6千円を追加。

その下の表、10款、3項、1目、学校管理費の事業区分、臨時講師配置事業の報酬では、今年度の中学校第1学年は2クラスであり、その中には学習支援または特別な支援を必要とする生徒も複数在籍している状況にあることから、安定した授業を行うことができよう新たに特別教育支援員を1名任用するため、会計年度任用職員（特別教育支援員）37万9千円を追加。

次に、3ページに戻りまして、歳入になります。

一番上の表の14款、1項、1目、民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付交付金は、本町から他市町村への広域入所にかかる令和4年度分国庫負担金の精算交付として25万5千円を追加。

2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金は、ワクチン接種費等に対しての負担金で56万9千2百円を追加。

その下の中段の表の14款、2項、3目、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワク

チン接種体制確保事業補助金では、ワクチン接種にかかる各種整備体制と集団接種会場等の費用に対する補助で175万6千円を追加。

一番下の表の15款、1項、1目、民生費道負担金の子どものための教育・保育給付交付金では、本町から他市町村への広域入所にかかる令和4年度分道負担金の精算交付として9万円を追加。

次のページの17款、1項、4目、教育費指定寄付金では、当該指定寄付1件があったことから300万円を追加。

その下の表の18款、1項、3目、産業後継者育成基金繰入金では、JAきたみらい青年部の海外研修への補助に対する基金充当のため、歳出同額の140万円を追加。

一番下の表の19款、1項、1目、繰越金では、予算調整として前年度の繰越金2,178万7千円を追加。

次のページの20款、4項、1目、受託事業収入では、令和5年度草地畜産基盤整備事業における事業参加者からの受託金収入として34万2千円を追加。

最後に、別に配布の資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算による基金繰り入れを行った後の一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように39億4,081万9千円となっております。

資料2につきましては、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い内容が変更となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（山田日出夫君） 次に、議案第60号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 議案第60号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。議案書15ページになります。

令和5年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,233万1千円とするものであります。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、16ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては17ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、17ページの上段、歳入から説明いたします。

いずれもこのあと歳出で説明いたします介護予防サービス給付費の増に伴うもので、2款、1項、1目、介護給付費負担金は、国の負担割合相当額の9万6千円を追加。

3款、1項、1目、介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者負担分12万9千円を追加。

4款、1項、1目、介護給付費負担金は、道の負担割合相当額の6万円を追加。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金は財源不足を補うための準備基金からの

繰入金13万5千円を追加。

これにより、別紙の資料1、基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、表の下から2段目、介護給付費準備基金の令和5年度末の保有見込額、右側の表ですけれども3,924万5千円となります。

18ページになりまして、上段、6款、2項、1目、一般会計繰入金は、保険給付費に要する費用に対する町の負担分6万円を追加するものです。

下段の歳出になります。

2款、2項、3目、地域密着型介護予防サービス給付費は、介護予防認知症対応通所介護サービスの利用者が発生したことにより48万円を追加するものでございます。

以上、令和5年度介護保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上で議案第58号、議案第60号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第59号、議案第61号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第9、議案第59号、日程第10、議案第61号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第59号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書は12ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 議案第59号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。議案書の12ページになります。

令和5年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ16万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,786万6千円とするものであります。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、13ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧いただくこととし、内容につきましては14ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、14ページになります。

歳入から説明いたします。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、この後、説明いたします歳出の国民健康保険税過誤納還付金の財源であり、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金16万6千円を追加するものでございます。

これにより、別紙の資料1になりますけれども、基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、表の下から3段目、国保財政調整基金の令和5年度末の保有見込額、右側になりますけれども6,221万6千円となります。

14ページに戻りまして、下段の歳出でございます。

8款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金につきましては、令和4年度分の国民健康

保険税の更正により、還付金が生じたことから16万6千円を追加するものでございます。

以上、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算について提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（山田日出夫君） 少し時間早いですけども、お揃いですので、休憩を解いて、会議を再開したいと思います。

次に、議案第61号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案第61号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の19ページをお開きください。

議案第61号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、新たな団体の加入に伴いまして、北海道市町村職員退職組合理約を改めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表2、一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「後志広域連合」を加える。

附則でございます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第61号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、議案第59号、議案第61号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（山田日出夫君） この際、日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、はじめに、認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 認定第1号について、説明を申し上げます。提案書の27ページを開きください。

認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月10日付文書をもって、監査委員から別紙のとおり「令和4年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。これを受け、地方自治法の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

ここで一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布しております「令和4年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、各会計別決算額の総括表であります。一般会計は、決算額（B）欄にありますように、歳入が前年度比較9億867万7,339円、14.3%減の54億2,775万7,090円。

歳出は、9億4,313万8,817円、15.5%減の51億5,481万4,450円となっております。

令和4年度につきましては、訓子府小学校の受電設備の改修、それから幸栄団地改修、ネットワーク強靱化のためのシステム機器更新、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました事業を実施いたしましたけれども、消防庁舎本体工事の完了、光ファイバー整備事業の完了に伴いまして減となっております。

なお、収支差引残額は、前年度比較3,446万1,478円、14.5%増の2億7,294万2,640円となっております。

右の欄のうち基金算入額を記載しておりますが、1億4千万円を基金財政調整基金に決算積立しており、残り1億3,294万2,640円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には6月の定例会で報告させていただきました繰越明許費にかかる財源としまして1,040万円が含まれております。

なお、別冊で配布しております令和4年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書につきましてはご覧いただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨ご意見をいただいております。

以上、認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、認定第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 認定第2号についてご説明いたします。議案書の28ページになります。

認定第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところ、別冊のとおり「令和4年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配布の令和4年度訓子府町各会計決算報告書の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入8億2,780万3,941円、歳出8億2,031万5,084円となっており、備考欄に記載のとおり収支差引残額748万8,857円のうち748万8千円を財政調整基金に決算積立をし、残り857円を翌年度に繰り越しております。

以上、令和4年度訓子府町国民健康保険会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、認定第3号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 認定第3号についてご説明いたします。議案書の29ページになります。

認定第3号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調整した上で監査委員の審査に付したところ、別冊のとおり「令和4年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき議会の認定をお願いするものであります。

ここで後期高齢者医療特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配布の令和4年度訓子府町各会計決算報告書の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入9,806万6,638円、歳出9,806万6,638円で、歳入歳出同額となっておりますので、翌年度への繰り越しはございません。

以上、令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、認定第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 認定第4号についてご説明いたします。議案書30ページになります。

認定第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところ、別冊のとおり「令和4年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで介護保険特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配布の令和4年度訓子府町各会計決算報告書の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入6億2,997万9,535円、歳出5億8,569万6,411円となっており、備考欄に記載のとおり収支差引残額4,428万3,124円を全額翌年度へ繰り越ししております。

以上、令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、認定第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 認定第5号について説明いたします。議案書31ページになります。

認定第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和4年度の歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調整した上、監査委員の審査に付したところ、別冊のとおり「令和4年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき議会の認定をお願いするものであります。

ここで下水道事業特別会計の決算概要をご説明申し上げますので、別冊で配布の令和4年度訓子府町各会計決算報告書、1ページ、上から5段目の下水道事業特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄にありますように、歳入歳出それぞれ2億5,259万8,821円と同額になってございます。

歳出に対し、歳入の不足分を一般会計からの繰入金で財源調整したことにより同額となっております。

以上、令和4年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、認定第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 認定第6号についてご説明いたします。議案書32ペー

ジになります。

認定第 6 号 令和 4 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

水道事業会計の決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、別冊、令和 4 年度訓子府町水道事業決算書、5 ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和 4 年度の決算につきましては、本年 3 月 31 日をもって出納閉鎖し、決算に関する書類を調製した上、監査委員の審査に付したところ、監査委員から別冊のとおり「水道事業会計決算審査意見書」をいただきましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会における剰余金の処分の議決とあわせまして、決算の認定をお願いするものでございます。

それでは、令和 4 年度の決算について、別冊で配布しております令和 4 年度訓子府町水道事業決算書で概要を説明させていただきます。

決算書の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入については、営業収益、営業外収益、特別利益をあわせた水道事業収益の決算額は 1 億 7,008 万 4,515 円となります。

次に、出資支出につきましては、営業費用、営業外費用をあわせた水道事業費の決算額は、消費税を含め 1 億 3,898 万 529 円となっております。

次に、2 ページを開きください。

資本的収入及び支出の収入については、企業債、補助金をあわせた資本的収入決算額は 1 億 2,273 万 8,232 円となっております。

次に、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金をあわせた資本的支出の決算額は、消費税を含め 1 億 5,627 万 2,254 円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,353 万 4,022 円の補填につきましては、欄外の下に括弧書きで記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金と当該年度分消費税及び地方消費税、資本的支出調整額で補填してございます。

次に、3 ページの損益計算書になります。

この損益計算書は、1 営業期間における企業の経営成績を表すもので、1 ページの収益的収支の税抜き処理後の数値となります。

下から 4 行目にありますとおり当年度純利益は 2,199 万 9,512 円となり、令和 4 年度は黒字決算でございます。

次に、5 ページをお開きください。

令和 4 年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。令和 4 年度の決算において、純利益が生じたことから 2,199 万 9,512 円を企業債の償還に充てる減債積立金に全額積み立て、あわせて企業債償還に充てるために取り崩した 3,700 万円を資本金に組み入れるものでございます。

以上、令和 4 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分のご決定および決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上で、認定第 1 号から認定第 6 号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（山田日出夫君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時 4分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長との協議の結果、これより、日程の順序を一部変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第19、報告第8号、日程第20、報告第9号、日程第21、報告第10号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第19、報告第8号、日程第20、報告第9号、日程第21、報告第10号を先に審議することに決定をいたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（山田日出夫君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に、認定第1号の質疑を許します。議案書27ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書28ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書29ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書30ページです。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がありませんので、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号の質疑を許します。議案書31ページです。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がありませんので、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を許します。議案書32ページです。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了します。
以上をもって質疑を終了いたします。

◎決算審査特別委員会設置

○議長(山田日出夫君) お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条の規定に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、3番、西森信夫君、7番、谷口武彦君、8番、余湖龍三君、11番、北川克良君をそれぞれ指名いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

決算審査特別委員会の開催のため、ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長(山田日出夫君) 少々時間早いですが、お揃いですので、休憩前に戻り、会議を継続したいと思います。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間等が決定いたしましたので、事務局長に報告をさせます。

○議長（中村隆広君） それでは、ご報告いたします。委員長に西森信夫委員、副委員長に谷口武彦委員と決定いたしました。

また、審査期間は、令和5年10月24日火曜日から10月30日月曜日までの土日を除く5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第8号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第19、報告第8号 令和4年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書35ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第8号について、ご報告申し上げます。議案書35ページをお開きください。

報告第8号 令和4年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和4年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月1日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月10日付で「適正に把握・算出されている旨」の意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてであります。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率は発生しておりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生しておりませんので、赤字比率は発生しておりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としております。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る7.4%でした。昨年度の6.6%と比較し0.8%高くなっております。

なお、実質公債費比率につきましては、実質の公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年平均の比率となりますが、令和3年度と比べ実質の公債費が4,231万円増となり、標準財政規模等は9,242万円減となったことで、単年度で見ますと1.9%の増となっております。

参考までに、単年度の比率で見ますと、令和2年度は6.3%、令和3年度は7.0%、令和4年度は8.9%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額の総額に対し、充当可能な財源が約2億7,950万円上回ったことにより、将来負担比率が発生しておりませんので「ハイフン」表示としております。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明しましたとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足は出ていませんし、②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生しておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、3の監査委員の令和4年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次のページ以降、審査意見の写しを添付しておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきます。

以上、報告第8号 令和4年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山田日出夫君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第9号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第20、報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書41ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（中村隆広君） 財政的援助団体の監査結果報告について、議案書の41ページをお開き願います。

報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和5年9月12日提出
訓子府町議会議長 山田 日出夫

次のページ、42ページをご覧ください。

令和5年8月10日

訓子府町議会議長 山田 日出夫 様

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康
訓子府町監査委員 村 口 鉄 哉

令和4年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施団体名 訓子府町商工会
- 2 監査実施年月日 令和5年8月1日
- 3 財政的援助種目 訓子府町商工会活動費補助金
補助金額 9,474,000円
- 4 監査の結果 補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第21、報告第10号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書43ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（中村隆広君） 出納検査結果報告について、議案書43ページをお開き願います。

報告第10号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和5年9月12日提出

訓子府町議会議長 山田 日出夫

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 山田 日出夫 様

令和5年7月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 村口 鉄哉

次のページ、44ページ、45ページについては、説明を省略させていただきまして、46ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年8月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 山田 日出夫 様

令和5年8月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 村口 鉄哉

次の47ページから49ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配付させていただきました9月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。50ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年9月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 山田 日出夫 様

令和5年9月11日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 村口 鉄哉

次のページの51ページから53ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（山田日出夫君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開し、継続いたします。

◎一般質問

○議長（山田日出夫君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、谷口武彦君。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

最近の気候変化の対応について。

8月も中旬を過ぎてから続いた真夏日ですが、中でも猛暑日が数日続き、小中学校が臨時休校になったほどでした。

また、公営住宅などには冷房設備がないところがほとんどで、高齢者の方々からも大変だったとの声も多く聞かれました。この暑さも今年が特別ではなく、今後も変わらずに続くと考えられます。

また、ある意味、災害と捉えるべき事態だったと思いますが、子どもや高齢者が緊急に避難できる環境づくりについて伺います。

1、公共施設は避難場所になっているところも多いが、冷房設備がない施設はどれくらいあるのか。

2、高齢者などが避難できるような町内の施設、各会館などに冷房設備を設置する考えは。

3、命に関わる暑さを回避するためにも、こども園や各小中学校に冷房設備を設置する考えは。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「最近の気候変化の対応について」3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。教育長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えさせていただきます。

1点目に「公共施設などが避難場所になっているところも多いが、冷房施設がない施設はどのくらいあるか」とのお尋ねがございました。

現在、避難所と指定している全31施設のうち、町有の施設については14施設ございます。そのうち、冷房設備が全く整備されていない施設は、鉄北地域集会所、勤労者福祉会館、末広地域集会所の3施設となっております。

2点目に「高齢者などが避難できるような町内の施設、各会館などに冷房施設を設置する考えは」とのお尋ねがございました。

今年北海道では記録的な猛暑が続き、1週間で熱中症により搬送される人数が、都道府県で北海道が最も多くなるという事例がございました。本町においても熱中症警戒アラートが発出され、気象庁から「外出を控える」「エアコン等空調設備を活用する」「水分・塩分をとる」などの予防行動例が示されました。議員ご質問のとおり、北海道では冷房設備が整備されていない家屋も多く、本町でもお困りの方がいたとのお話をお聞きしております。今後、同様の事例が発生した場合は、不安を感じる町民の方に対し、積極的に冷房設備の整った役場庁舎や公民館などを開放することで対応をしてみたいと思っております。避難施設として新たに町有施設への冷暖房用設備に関しては予算が伴うものであり、避難施設としてだけではなく、日常の利用実態も踏まえ検討をしてみたいと思います。また、各自治会等が所有する会館の冷房設備設置については、各自治会の意向を尊重すべきであり、個別に相談対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目に「命に関わる暑さを回避するためにも、こども園や各小中学校に冷房設備を設置する考えは」とのお尋ねがございました。

8月23日と24日における小中学校の臨時休校については、想定を超える猛暑日が続く、さらに夏休み明けの心身共に学校生活に慣れていない状況の中、小学校で8月22日に体調不良で保健室を複数の児童が利用したことから、登下校を含めて熱中症の危険性が極めて高いと判断し、実施したところであります。

学校等の冷房設備については、こども園は全保育室や会議室などに地中熱を利用した床冷房設備などの空冷設備を設置しており、各小中学校にはパソコン室と保健室にエアコンを設置しております。

また、熱中症対策として扇風機や天井扇、移動クーラーなどによる換気や空冷を行い、子どもたちのこまめな水分補給や保冷グッズの活用を図りながら、子どもたちの学びの環境を整え、さらに熱中症計による暑さ指数を測定して活動の制限を行うなど、安心して教育活動を進めていけるよう対処してきたところでございます。

地球温暖化などの影響で、今後も猛暑などが長期にわたり続くことも想定される場所でもあり、子どもたちの学びの環境を整え、安心して教育活動を進めていけるよう十分配慮していくことが必要と考えているところですが、こども園や各小中学校における冷房設備の設置については、各学校などの電気設備容量や学校の構造、老朽化の問題、さらには財源の確保など総合的に検討していかなければならず、まず優先すべきは暑さを避けるための学びの場として、こども園の教室や学校の特別教室などの一部にエアコン整備の検討が必要と考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 何点か再質問の方をさせていただきます。

今年の夏は、4月下旬以降、全国的に記録的な暑さとなりまして、気象庁が1898年に統計を取り始めてから、この125年間で最も暑い異常な夏になったということです。

8月24日に隣の北見市が37.1℃になるなど、お盆を過ぎると涼しくなるといいますが、今年は災害級といわれる猛暑が続いていました。本日ももう9月中旬だというのに30℃近くの高温になっておりまして、本当に学校などは大変なことになっているんじゃないかなと今思っているところでございます。

本町では、今回の暑さ対策、猛暑対策として、この8月の下旬の暑さに対してどのような対応をしたのかまず伺います。

また、多くの公共施設に冷房がない。3か所しかないというお話でしたけども、一部に多分ついてる部屋があって、他の会議室等は、ついていないところがほとんどだと思うんですが、まずその中で災害時、避難所に指定されている施設も多分多くあると思います。それがどれぐらい、冷房がない施設、避難になった場合に、本当に大変なことになる。二次災害が起きるのではないかという施設もあると思いますが、高温になり気温が高くなる猛暑日になることもある。今後、また考えられますので、その際の今現在の対応としてはどのように考えているのかを伺います。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ただいま、再質問で2点ご質問いただいたところです。

まず、今回の猛暑の関係で、どのような対応をしたかということのところでございます。まず役場庁舎ですとか公民館ですとか図書館など、冷房設備がある施設につきましては、もちろん公共施設でございますので、避暑で訪れる方に対して開放する用意ということをしたことと、あと今回、人事異動がございまして、ちょうど地域担当職員の変更がございましたので、一部、高齢者住宅などにつきましては熱中症予防の声掛けですとか、そういうあいさつ回りも含めて対応させていただいたところでございます。

2点目につきましては、避難施設に冷房施設をと、現在のところどのような考えかということのご質問だったと思うんですけれども、冷房施設整備につきましては、町長回

答のとおり冷房設備整備につきましては予算を伴うものでございますので、避難施設としての限定ではなくて、日常的にどのように活用されているかとか、そのようなところを総合的に勘案しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 猛暑ですね、今の現地の対応として、クーリングシェルターですか、お話は明日の渡邊議員のところでも詳しくされると思いますので、そちらの方はあまりこれ以上は触れませんので、地域担当職員が回っていただいて、各町内会、実践会の方々のお話を聞いていたということで、本当に対策はとっていたのかなと思います。

また、今少しお話がありました避難所施設、それから町の施設ですけれども、地域集会所や農業交流センターはそうですけれども、各会議の利用や特に高齢者の方が集って健康増進の運動など、それから趣味のサークル活動などに利用する施設が多くあると思います。今回のような猛暑日が続くと、熱が室内にこもってなかなか温度も下がらない。それから窓を開けると余計に暑くなるなど、かえって体調を崩すなど、施設の利用者にとっては厳しい状態だったと聞いています。特に農業交流センターの会議室等になりますと踊りの練習をしている方々のお話を聞いたんですけれども、金額は少ないかもしれないですが、使用料を払っているんだと。なので、やっぱりせめて涼しい環境にしていきたいという声も多く聞かれました。

再度伺いますけれども、暑い日に、特に高齢者の方々が役場や公民館などに避難してくるには、近くの方はいいと思うんですけども、ちょっと距離のある方は歩いて行くとか、そこまでたどり着くまでに大変な思いをして公民館や役場まで来なければならないのかなと思います。常日ごろ利用している各自治会の集会所、それから会議室等にそういう施設にエアコン冷房施設をつけていただいて、避難できるような環境づくりをぜひ行っていただきたいと思いますが、再度今のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、地域集会所等々の地域に密着した施設への冷房施設ということでの考えについてということでご質問いただきました。

残暑と言われているお盆明けの前に、実は、町内会連絡協議会の方から今言われている施設への、特に老人クラブが活用している施設についての冷房施設の設置についてという要望が上がっております。そういった意味では、一答目にありますように、利用実態等々も含めて再度検討の土台として入らせていただいて、そして町内会連協からも要望があるということも含めてですね、検討に入りたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） ぜひ検討していただいて、早急に、来年の夏までに間に合うようにぜひやっていただければなと思います。

また、公営住宅など、現在、冷房施設がついていないところがほとんどだと思います。今の住宅事業と言いますと、ストーブにエアコンがついているというのがもう当たり前の、近隣でも当たり前になっているんじゃないかなと思いますし、今後、公営住宅に対してはエアコンをつける考え方はあるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 公営住宅等にエアコンを設置する考えはありますかというご質問がありました。

確かに言われますとおり、公営住宅には現在エアコンを設置している住戸はありません。1か所だけ大町のタウンコートといいまして、民間で企画、設計、そして施工を行い、町で買い取って管理している住宅が2棟8戸ありますが、そちらには当初からエアコンがついておりました。

今、公営住宅にエアコンがないということですが、これまでも模様替えの申請といって「エアコンを設置したいんです」といった申請書を書いていただければ、退去したときに原状復旧を条件にエアコンの設置は認めているものでございます。ただ、当初からエアコンを設置するようなつくりではなっておりませんので、当然、そこまで引張る電源設備などは自己負担しなければならないということで、その部分の負担は大きいのかなと思いますので、今後、住宅を整備する際には、エアコンの設置を前提としたような設計で整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 今のお話、公営住宅を今後新築や改築する場合にエアコンをつけやすくする。上の方に電源のコンセントをつけるだとか、室外機の穴を整備するだとか、例えば外に室外機を置くときの屋根の整備をするだとか、多分そういうことが多分これから考えていかれるのかなと思います。

公営住宅なので難しいとは思いますが、例えばリフォームの補助金を活用できるだとか、エアコン専門の補助金をつけるだとかということで、少しでもつけやすい状況にしていればなと思いますし、なかなか町の住宅に対しての補助というのは難しいのかもしれないですが、退室の際には、そのセットしたエアコンを置いていっていただくのを前提でつけてもいいとか、いろいろ考え方はあると思いますが、そのような考え方をして、やはり高齢者が1人で暮らしている住宅も多いと思うんです。その中でも暑さで1人で倒れていて、本当に命の危険に関わることもたくさんあると思いますので、ぜひ公営住宅の方のエアコンも考えていっていただきたいなと思います。

公営住宅について何か全体的にあれば、またお伺いしたいんですけど、お願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 公営住宅ということで、町の施設に対して補助といったことは今までそういった事例というか政策といったものはないのかなと思いますけれども、例えば設置して置いていったものをそのまま住宅の設備として管理していくというところでは、エアコンが故障した際ですとか、廃棄に伴い、特定の家電だと思うので、リサイクル料金とかまた別途かかってくるのかなと思いますので、その辺の町としてどの程度整備に管理をしていくかといったところも検討しながら、今後、暑いですから快適な住まいを提供するという責任はあるのかと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） そういう意味では、今、公住に対する補助でうんぬんというところだと。あくまで、いろいろ議論はありますが、可動式の設備については、なかなか補助対象にしていけないというところもありまして、そういう意味では、今の段階では、次

リフォームにかかる部分については電源等の設備については工事の中でできるかなと思っていますので、そういった意味では、非常に議員言われるように熱中症の重体になるような状況が発生するかもしれないということもありますので、そういった意味では、気象の状況も含めて、さまざまな角度から検討してまいりたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 最初に言ったとおりストーブ、エアコンがついている住宅が今当たり前というのがありますので、ぜひ検討の方をしていただいて、進めていっていただきたいと思います。

また、次に、今回、夏休み明けの猛暑日ということで、小中学校も2日間臨時休校となりました。命にも関わる異常気象ということであったので、早目の対応は本当に素晴らしいなと思っています。私も学校が再開された日に各小中学校、こども園を回り、校長先生などにお話を聞いてきました。やはり子どもたちの命を守るためにさまざまな工夫や取り組みをされていましたが、やはりこの猛暑、限界があるようで、コロナ対策で設置されたスポットエアコンみたいのはあるんですけども、ほとんど意味がないという状況も聞いています。先ほど答弁で各学校にはパソコン室と保健室ですか、そこにはエアコンがついているということですが、中学校は保健室もついてないという話もちょっと聞いたんですけども、学校の校長先生たちのお話を聞くと「全教室につけてほしい」という願いがあったんですけども、今、現実でなかなか難しいお話が、今、答弁でもお話聞きましたけれども、現実的に全教室につけるといってお話はどうか伺います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、学校に関わる冷房装置のお話ですけど、国が出している設置率というところでいえば、全国の普通教室でいえば95.7%、北海道だけを捉えると16.5%ってことで、これはこれまでの利用頻度だとか、財源的な問題があって、積雪寒冷地の北海道では普及が進んでいないという状況だということで、本町においても、そういうところでは普通教室には今設置していないという状況であります。

先ほど町長からご答弁申し上げたように、子どもたちの学びの環境を整えていくというのは、私たちの役割だというふうに思っているところで、今後の気象を考えたとき、そういうところを環境整備にしていかなきゃならないというところはあると思います。

それで本町の義務教育の小中学校は建設以来、30年から50年たっているということで、今、まさに老朽化の問題があって大規模改修だとか、そういうところも検討していかなきゃならないタイミングだということと、何よりも学校における電気の、全室をつけるとなると容量の問題だとか、さまざまな、それと財源の問題。いろんなことがありますので、まず緊急的な避難。今回もさせていただきましたけど、退避するような場所につけるといって、特別教室の方に今、今後検討していきたいと思っていますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 各教室に冷房をつけるというのは、現実的にちょっと厳しいお話ということでしたが、今、特別教室と避難場所的に何か所かの教室などに冷房を設置するなど、やっぱり子どもたちが健康に学べる環境づくりを期待していますし、涼しくなってくる、冬になってくると、だんだんこの暑さは忘れていくと思うんです。記憶から薄れ

ていく前にどのように行っていくか対策を考えていただいて、子育てするなら訓子府ということですので、今後とも取り組みをしていっていただきたいと思います。

高齢者、子どもたちなどが安心安全に過ごせる環境づくりを含めて、この暑さ対策、猛暑対策について、町長の「誰一人取り残さない」というお考えをまずここで伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、そういう意味では、学校を含めて、子どもたち、高齢者など全てに含めての部分でございます。答弁にあるとおりなんですけども、さまざまな課題もあるということで、そういった意味では一つずつ、そういった部分をクリアをしてまいりたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 涼しくなると忘れるので、暖かいうちにまだ考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

町民に寄り添った除雪事業についてということで伺います。

本町の除雪サービスとして、二つの事業を行っています。大変ありがたいという声が多い反面、もう少し改善をしてほしいという声も聞きます。

それぞれの事業における課題や、今後の考えについて伺います。

1、在宅福祉サービスで行っている除雪サービスですが、昨年度の実績、課題や今後検討していることは。

2、2年間の試行期間を得て、今年度から本格稼働する置き雪除雪事業ですが、昨年度の実績、課題や今後検討していることは。

3、まだまだたくさんの町民から改善や要望の声が多い除排雪ですが、今後検討している新たな事業などはあるのか。

以上、3点伺います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「町民に寄り添った除雪事業について」3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に「在宅サービスを行っている除雪サービスの昨年度の実績、課題や今後検討していることは」とのお尋ねがございました。

除雪サービスは、高齢で病弱であったり、障がい者のみの世帯など、自ら除雪できない世帯を対象に車道から玄関先までの緊急避難通路を確保するために実施しております。

令和元年度からは除雪幅を広げ、令和2年度からは除雪車による置き雪を取り除く対応を実施しております。

昨年度の実績は、高齢者56世帯、障がい者1世帯の合わせて57世帯が利用し、計3回実施しております。

課題につきましては、町内会地区の委託先である高齢者勤労センターの除雪作業に当たる会員の不足により、今年度から全件は受けられないとの申し出があったところでございます。

代わりとなる委託事業者を探しておりますが、町内会地区は住宅事情からショベル等の

機械による除雪が難しい箇所が多く、手作業が主となることから全件受けていただける事業者がないことが現状でございます。今後、複数事業者に分散して委託することなども含め、今年度のサービス提供に影響が出ないよう協議してまいりたいと考えております。

また、自治会やボランティア、有志による組織など、地域を支える仕組みを地域とともに検討していくことも必要であると考えております。

2点目に「2年間の試行期間を経て、今年度から本格稼働する置き雪除雪事業ですが、昨年度の実績、課題や今後検討していることは」とのお尋ねがございました。

80歳以上で構成される高齢者世帯へのサービスとして、令和3年度から試行してきた置き雪除雪事業ですが、昨年度の実績といたしまして17件の申し込み世帯があり、実施回数は6回実施しているところです。広報のほか、町内会にも協力いただき、回覧板での周知等を行ったことにより、初年度の令和3年度と比較いたしますと、申込件数で4件の増。また、新規で7件増加している状況にあります。

課題といたしましては、申込件数が20件程度ということもあり、除雪機械1台での実施となりますので、移動時間に多くの時間がかかる状況となっています。2年間の試行期間を経て、今冬より本格実施となりますが、先の課題も踏まえ、効率化に向けた検討が必要と考えております。

3点目に「まだまだたくさんの町民から改善や要望の声が多い除排雪ですが、今後検討している新たな事業などはあるのか」とのお尋ねがございました。

以前においても、町内会より要望があった交差点での雪山による見通しの悪い箇所においては、早期に交差点付近のみの排雪を行うなど、要望に対するできる限りの取り組みを行ってきている状況にあります。

今後とも9月1日より運用を始めた訓子府町公式LINEでの通報システムなどを活用し、迅速な対応に努めるなど、サービス向上のために検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 除雪事業については、在宅福祉サービスの除雪事業ですね、令和4年3月の第1回定例議会で同じような私が質問しています。どちらの事業も令和4年度においては、令和3年度の業者と比べてそれほど大差がないように思います。ですが、課題としては受けていただく事業者の問題、また、周知の方法なども多くあり、募集時にはそれなりの対策をとっていかねばならないのかなと思っています。

まず、福祉サービスにおける除雪サービスについてお伺いしますが、委託先の人員不足により全件が受けられないという答弁がありました。

今年度、申し込み時期はいつ頃から始めるのか。また、今シーズンも間近に迫っていると思いますが、事業者の対応としてはどのように考えているのか。新しい事業者、自治会やボランティア、有志による組織、地域を支える仕組みを地域とともに検討していくことも必要であるという答弁がありましたし、令和元年から除雪幅を広げ、令和2年度から除雪車による置き雪を取り除く事業も行っていると聞いています。手作業の場合はスコップなどで行うのだと思いますが、家の前や特に団地など、狭いところはなかなか普通の除雪

では入れないというところも大変なことになっているのではないかなと思いますし、例えば除雪車を町で購入して新しい事業者に貸し出す、購入に対しての助成を行うなど、事業者が今足りないというお話もありますので、なかなか新しい事業者が手を挙げるのは難しいのかなと思いますが、今後そのような考えを含めた業者の選定などをどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 何点かあったと思うんですけど、まず申し込み時期ですけども、10月から申し込み開始します。先ほど町長の答弁にもありましたけども、今年度から高齢者勤労センター、全件できないということで、昨年まででいくと、町内会地区で高齢者勤労センターに委託している部分は、2人1組で4組で作業をしています。雪の量にもよるんですけども、それほどというか除雪の対象になる10cm以上降って、大雪とかになれば、大体この4組で3時間ぐらいで作業は終わっているところです。今年度については、そのメンバーが高齢化している部分もありまして、多くて2組、1組はできるかなというくらいで言われてます。ですので、今までどおりでいくと、残り2組か3組を組まなきゃならないということになります。1組だけ残すということじゃなくて、全件それを別な業者に委託するということでのお話を事業者にさせてもらったんですけども、町長の答弁にもありますとおり、手作業の部分ってかなりあって、事業者って基本ショベルとか機械持って、ザアッと雪を押しつけるというのがメインですので、なかなかスコップ等使って手作業でやるとかっていうことでは、時間の効率も悪いですし、全件1事業所で引き受けることはできないということでのお話でした。ですので、高齢者勤労センターも含めてなんですけども、1組や2組だったら考えてもいいっていうところもお話はいただいていますので、複数の事業者を組み合わせる方向でちょっと今、事業者とは話はしております。ただ、まだ明確に、金額的なものもございますので、その辺は雪が降る、サービス提供する前までには整理にしたいと考えております。

それから、自治会やボランティアですよね。自治会やボランティアで、ぜひこういう組織立ち上げていただきたいなと思うんですけども、例えば自治会でいくと、住民活動の方でコミュニティ活動支援事業補助金というのがあって、除雪機械買って町内会とかで近所の人たちのお年寄りの除雪をするよとかということやっていただければ、その機械の補助を5分の4することになってます。こういうのをぜひ活用をさせていただいて、行政がやるのもそうなんですけども、地域の人たちが地域を守るということでは、こういうのも必要なということでは考えております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 前回の質問時もコミュニティ活動補助金のお話もされましたが、今のところ現状使われていないということですので、本当にそういうボランティア等というか、自治会などで除雪作業をしたい、できるというところがあれば、どんどんそういうのをPRしてもらって周知をしていただいて、なかなかできないところもそういうフォローできるような組織を作っていくように進めていただきたいと思います。

次に、今年度から本格稼働となる置き雪除雪です。

令和3年度は13件、令和4年度17件と少ない件数なのかなと感じますけども、当初

何件ほどを想定していたのか。

また、それに伴って令和5年度は年齢の引き下げなど新たな取り組みを考えているのか。その引き下げた場合は何組の申し込みがあると考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今2点ほど質問ありました。

まず、当初の想定として何件くらい来る予定だったのかということと、次、5年度、年齢引き下げるのかというようなご質問でございます。

まず、1点目になりますけども、当初80歳以上、75歳以上、70歳以上という形の世帯でカウントしていましたが、そちらの中では80歳以上ところで、まず100件程度ございました。一応業者さんも並行して探していくんですけども、協力していただけたところがまず3から4社ということになってました。100件全てきてしまったときに1業者あたり25件のベースでもいけるなどということで、まず80歳から一昨年度から置き雪除雪として試行をさせていただいたところですが、一昨年度、昨年度とやはり今おっしゃっていたとおり20件弱の申し込みとなっておりますので、今年度からですけども、75歳までの世帯までということで引き下げて11月になりますけども、募集を開始していきたいと思っております。ただ、今、答弁でもありましたとおり1台で20件程度弱の部分をやっているということですが、どうしても市街地区、末広も含めてになりますけども、そちらの方でやっていると1台で回るとなると、かなりの移動時間がかかるんです。件数増えてきて2台とかになってくれば、移動時間の方が半分。単純計算として半分になりますので、倍の作業以上の作業はできるんじゃないかというところを見越して、今年度から75歳以上で募集することとしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 75歳まで引き下げるとすることで件数も増えていくのかなと思いますが、いろいろ内容等を含めて、昨年、広報紙以外に町内会の協力を得て周知などを行ったと思います。回覧などを使ったと思いますが、今年度も多分チラシなどを作ってやると思うんですが、先ほどの在宅福祉の除雪サービスと置き雪除雪事業、二つありますけれども、利用者にとってはどちらが対象になるか分かりづらい。例えば一緒の事業だと思っているという話もよく聞きます。今年度は、今は別々に動いている事業ですので、このまま進んでいくと思いますが、作成するチラシと一緒に、例えばあなたは対象こちらになるような分かりやすい、どの方がどの事業の対象になるかっていうことをもう少し高齢者が分かりやすいようなチラシなどを作って周知を図ってもらいたいと思います。それを同じチラシに裏表でもいいですけども、そういった形で利用者が私はどちらなんだろうと。それが分かるようなふうに周知していただければ、また同じように説明もしやすいのかなと思います。

また、将来的には、これは横のつながり等がいろいろあると思うのですが、一つの事業として統合して連携する窓口をひとつ1本化を図って、町民に分かりやすく寄り添った事業にしていきたいと思いますが、そちらのお考えを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、除雪の、俗に言う福祉と高齢者というところの部分で1本化の話も出ました。ちょっとなかなかですね、そういった意味では、従来から福祉が先行し

てて、置き雪って想像できると思うんですけども、本当に除雪車が残したやつをよいしょってよけるだけの部分であって、ちょっと福祉除雪とは少しレベルがちょっと違う部分がございます、本来であれば、本来というか本当のサービスであれば、置き雪については全世帯、後にショベルをつけることによって全世帯できるというところあるんですけど、それには除雪車1台ずつに1台ずつのショベル付けなければならない。今の倍かかる。単純ですけどね。今の倍かかるって人間的にもそのような部分があるかなっていうのがあって、それでいろんな要望も含めて、今回の状況になったっていうふうに思います。受ける住民の方がどちらか分からないということもあると思いますけども、まずは議員言われるように1枚のご案内で二つの制度を入れて、どちらかっていうところをちょっとやってみた中で、将来に向けては少しこの、状況の変化もあると思いますし、非常に対象者は増えていくかなというふうにも思っていますので、そういった意味では、多くの需要があるところっていうのも、そこまでできる可能性があるかどうかということを含めて、検討してまいりたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） せっかく素晴らしい、町民にとって優しいサービスだと思いますので、ぜひ、本当に使いたくてもどうやって使ったらいいか分からない方も多分多いと思うので、私はこっちだよ、こっちだよというのが分かりやすいような、本当に周知をしていただきたいと思います。

また、もう一つ、ちょっとご提案なんですけども、除雪と同じように排雪の問題もかなりあります。今の二つの事業では、排雪までの検討はされていないと思うんですが、見通しの悪い交差点、先ほど答弁がありました雪山の排雪などは、できるだけ早く行っていただくというのはもう当然やっていただきたいと思いますし、早目に雪が降った段階で検討して行っていただきたいと思います。

また、個人の住宅の置き雪による雪山の問題も多く聞きますので、個人宅ですので、なかなか自分たちで排雪するのは当たり前なのかもしれませんが、なかなか年齢的にも金銭的にも厳しい方々が多いのも現実だと聞いています。排雪したくてもできない。高齢者や障がい者の方々のために、高齢者ハイヤー利用サービスという今制度があります。そちらのような感じで排雪チケットというものを作って、高齢者の方に申し込んでいただければ、500円でも千円でもそういうチケットを配って、排雪事業者を利用しやすくなるような取り組みを行っていただいて、少しでも排雪がしやすい環境づくりをつくっていただければなと思っています。先ほどの提案でもありました事業を1本化というもありますけども、利用者も事業者に玄関先の除雪、置き雪の除雪、合わせて排雪の依頼も一緒にできるような、除雪として一つのシステムとして考えていただいて、排雪利用サービスチケット、そういうものも検討していただきたいと思います。政策の話となると思いますので、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、排雪チケットという部分でご意見いただきました。降雪地帯で、すぐ、中で行くと一定レベルの雪害というか、そういった部分はある程度許容した中で生活していかなければならないかなというふうに思っております。そういった意味で、どうしてもというところで今、置き雪の廃棄、どうしてもできないということで、緊急避

難的な雪の除雪をしているというのが実態でございますので、全て夏のような環境でできるかというのは、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 先ほどの夏の問題、冬の問題、いろいろと多いと思いますが、合わせて検討の方をしていただきたいと思います。

最後に、次の質問に入ります。

防犯カメラの今後の考えについて。

本町は犯罪の少ない地域ではありますが、不審者情報や夜道が暗い場所なども多く、高校生など部活帰りで帰宅が遅くなる場合、保護者の方々は危険を感じているのも現実です。

令和2年に犯罪防止および公共の安全の維持を目的とし、持続的に3台の防犯カメラが設置されていますが、今後、子どもたちが安心して通学できる環境や高齢者の徘徊対策、犯罪の抑止につながるような対策についての考えを伺います。

1、設置して3年ほどが経過した防犯カメラですが、過去に画像の閲覧申請などで活用した事例、また、設置後の検証と課題は。

2、今後、犯罪の防止とつながるよう町内に防犯カメラを増設する考えは。

以上、2点を伺います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「防犯カメラの今後の考えについて」2点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

1点目に「過去の画像の閲覧申請などで活用した事例、または設置後の検証と課題は」とのお尋ねがございました。

本町におきましては、令和2年8月から防犯カメラの運用を開始し、訓子府小学校付近、叶橋付近、居武士小学校付近の3か所に設置しております。

過去に画像が活用された事例につきましては、令和3年に2件あり、いずれも警察から捜査のために提供依頼があったものです。現在、防犯カメラが設置されている場所につきましては、特に通学中の子どもたちを犯罪から守ることに重点を置いて選定した経過がありますが、設置後の約3年間、不審者情報等はなく、一定の抑止効果があったものと考えております。

一方、地域の防犯対策につきましては、警察はもちろん、学校や地域の皆さまなどのご協力をいただきながら、さまざまな形で取り組んでおり、防犯カメラはそれらを補完する役割を担っておりますが、近年、防犯カメラに期待される役割はさらに大きくなってきていると感じております。

2点目に「今後犯罪の防止などにつながるよう、町内に防犯カメラを増設する考えは」とのお尋ねがございました。

防犯カメラの設置基数につきましては、プライバシー保護の観点などから必要最小限の数としてきた経過があり、増設する場合には慎重に判断しなければならないと考えておりますが、設置後3年が経過し、特にトラブルもなく有効に活用されて状況もあることから、増設の必要性や設置場所について、警察や学校、地域、その他関係機関などの声も聞きながら、今後さらに検討を進めたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 防犯カメラについては、令和3年第4回定例議会で私また同じような質問をしています。前回は設置後1年半ほどだったので、まずデータなどはまだ少なかったということだったと思いますので、今回3年が経過しているということで、活用事例などは警察から2件のデータの依頼があったということです。大きな犯罪などは増えていないんだなということで、少し安心したところでございます。その当時の答弁では「警察や地域住民などの声を聞きながら、新たな設置も検討していきたい」とありました。あれから2年近くがたつんですが、その2年間の間に検討はどのようにされたのか。また、されなかったのか。それから、これからする予定なのか。するという話もありましたけれども、また、その2年間の間、不審者情報などは、特に大きなものはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、防犯カメラの再質問をいただきましたけれども、令和3年にご質問をいただいてから、その後、検討の状況はという1点目の質問でございますけれども、前回はまだ1年半しかたっていないということで、今後いろいろな方のご意見を聞きながらということで答弁させていただいているんですけども、その後、検討の状況としては、特に、訓子府駐在所の所長さんには継続的にご意見を聞いてきているところで、場所についても少し具体的なお意見などもいただいているところで。

また、学校の校長先生などにも希望などを聞きながら検討してきているところでございます。

今後も警察や学校、地域の方も含めまして、ご意見をお聞きしながら設置についても検討していきたいと考えております。

すみません、もう1点ご質問ですね、不審者情報などの大きな事件やトラブルなどないかというご質問でございますけれども、前回同様、その後、特に大きな事件、事故などは起きておりません。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 防犯の点から言いますと防犯カメラとちょっと違うかもしれませんが、過去に広報に折り込みをされていた警察からの不審者情報や盗難情報という載ったチラシが入っていたと思うのですが、最近は見かけなくなったなと思っています。広報紙にチラシを極力入れないという方針ですので、やめたのか、それ以外の相手の方の都合もあるので、一概にどうこうという話ではないんですが、さまざまな情報を知り得る方法でこれからLINEという話もありましたが、そういうところで不審者情報なども発信していくんだと思いますが、ぜひ紙の媒体だけでなく、いろいろな方法で何か問題がある場合は発信していただきたいと思います。

また、最近では、札幌市で痛ましい殺人事件も起きましたし、それは防犯カメラによって犯人を特定できたという事例もあります。

犯罪においては、防犯カメラが多い都会より防犯設備が少ない地方の方に移ってきているという話も聞きますので、ぜひ設置時に行われたまちづくり推進会議でもありましたが、ダミーカメラの設置なども含めた今後、カメラの検討もしていただきたいと思います。

ダミーカメラ等の設置についてのお考えはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、ご質問のありましたダミーカメラの設置につきましては、今後検討を進めていく中で、そういった方法につきましても選択肢の一つとして考えていく予定でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 町民はダミーカメラと分かると思うんですが、地方というか訓子府に来た犯罪者にはダミーカメラも本物のカメラも分からないので、抑止力にはなるのかなと思いますので、そういった方でも進めていっていただきたいと思います。

それに防犯カメラといいますと抵抗を持つ方も多分多いと思うんです。防犯対策じゃないかということで、高齢者の見守りを含めた事業としてカメラ等を活用していただいて、地域見守りカメラという親しみやすい名称に変えていくだとか、そうやってですね、今後も検討していっていただきたいと思いますし、管内では多分、確か初めて設置された訓子府町だと思います。早いうちに設置されたと思いますけれども、ほかの市町村に先駆けたこれからの取り組みにも大きく期待をしていますが、最後に町長の防犯カメラについて全般のお話を伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 防犯カメラでということで、実は5月1日に就任して早々に訓子府駐在の高橋所長が要請があると来られまして、実は、何か所に防犯カメラをぜひ設置してほしいということで、これは山田課長がいうように、さまざまな1年半の検討の中でのいろんな部分があって、駐在の署長さんが来て、そういった部分をいただいたというところでございます。

そういった意味では、決して無駄なものではないという認識はしてございます。犯罪抑止も含めてです。

ススキノの首なし事件は、そこまで密になかなかカメラを追えるだけの設置数はうちの町ではなかなか難しいかなとは思っております。

加えて、駅の付近の街灯が消えてた時期がありまして、ちょっとそのやっぱり暗くなると多分そういう輩が集まるんだなというところもあって、いろいろちょっと情報とか通報も受けているというところもござりますので、そういった意味では、山田課長言ったとおり設置に向けて前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 前向きにというお話を伺いました。いろいろ賛成反対の声も多いと思いますが、ぜひ、まちづくり推進会議、その他いろいろ住民が集まるところで説明していただいて、理解をしていただいて、犯罪のないまちとして進んでいっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 7番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、村口鉄哉君の発言を許します。

村口鉄哉君。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。通告書により一般質問を行います。

まず、1点目ですけれども、農業就労者に対する支援について、現在、本町内において農業就労者がおおよそ80人おり、そのうち日本人が19人、外国籍の技能実習生、それと特定技能1号が61人働いています。しかしながら、その住居、就労、生活面の支援がほとんどありません。

そこで次の点について伺います。

1、本町における民間賃貸住宅等支援補助の考えは。

2、後継者のきょうだいや従業員として雇用契約をしている者への就労の支援の考えは。

3、外国人農業就労者への生活面の支援として、ごみ収集カレンダーにおける外国語の周知の考えについて。

3点、お願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「農業就労者に対する支援について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「本町における民間賃貸住宅等支援補助の考えは」とのお尋ねがございました。

近年では労働力不足により農繁期の労働者確保のため、農家の方が農業就労者を雇用する機会が増えたことにより、農業就労者の入居できる住宅について数件相談を受けてまいりました。本町には農業就労者向けに特化した住宅がないため、職員住宅等の空き住宅を活用して特例により入居対応をしてきた経緯がございます。

しかしながら、今後も農業就労者の雇用に伴う住宅需要が高まるものと見込まれることから、今年度から入居者本人以外にも入居者を雇用する町内在住の雇用主および町内に事業所を有する法人からも入居申し込みができるよう管理規則を改正して入居要件を拡大したところでございます。

また、本町では、民間賃貸住宅の建設支援については、一般町民向け賃貸住宅の建設への支援に加えて、事業所や農家などの雇用主が労働者を居住させる住宅の建設への支援についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

2点目に「後継者のきょうだいや従業員として雇用契約をしている者への就労支援の考えは」についてのお尋ねがございました。

本町には、農業分野では、新規就農者や農業後継者に対する支援が、商工分野に関しては、商工後継者や新規学卒者の雇用に関する企業等に対する支援がございます。

これらは農業および商工業の担い手を確保することや、新規学卒者の町内企業への就労支援を目的に創設したもので、助成金等を交付する直接的な支援であり、一定の効果を上げていると考えておりますが、ご質問のありました支援に関しては、雇用労働者に対する内容であると理解しております。

今般、どの分野も労働力不足が叫ばれておりますが、現状において雇用労働力に踏み込

んだ直接的な支援を行う考えは持っておりません。

しかし、1点目でお答えしたように、他の面からの支援に関して必要に応じて検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目に「外国人農業就労者への生活面の支援としてごみ収集カレンダーにおける外国語での周知の考えは」とのお尋ねがございました。

現在、本町へ転入するため、来庁された方に対しましては、ごみの担当者からごみの出し方について説明をさせていただいております。外国人の場合につきましても、基本的には説明をさせていただきますが、農業就労者の場合は雇用主の方と一緒に手続に来られる方が多く、ごみの出し方については雇用主を介して説明いただくケースが多いのが現状でございます。

近年、本町では農業就労者に限らず、外国人住民の方が増加し、8月末の時点で65人になっております。国籍もさまざまございまして、9か国となっております。内訳といたしまして、ベトナム、インドネシアなど世界共通語と言われる英語を公用語としていない国の方が多く、その種類もさまざまでございます。

ごみ収集カレンダーにおける外国語での周知につきましては、このような本町の現状も踏まえながら、外国人農業就労者の方が困らないためには、どのような方法が有効かを含めて、雇用主の方のご意見も聞きながら、今後検討していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 前向きなご回答をいただきましてありがとうございます。私も6月の定例に同じような質問をさせていただいております。

また、余湖議員からも公営住宅の利用を含めて質問がありまして、今回8月だったと思うんですけども、教職員住宅を貸していただけるということで聞いております。誠にありがとうございます。

ただ、住宅の考え方として理解していただきたいのは、畑作関係とそれから酪農関係は基本的に住宅の考え方が違います。畑作については植付け、それから収穫等で短期的な部分の雇用だと思います。ただ、酪農については年間雇用ですので、その分を十分理解されて支援を検討していただければと思います。

それと外国人の雇用についての考え方の中で、まず理解していただきたいのは、実習生と特定技能の基本的な部分は違うということをやまず行政側として理解されているか。この点について回答をいただければと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありました特定技能と技能実習の違いということにつきましては、私どもも認識しております。技能実習につきましては、わが国の国際支援というようなことも兼ねておって、自国に帰られたときに、その技術を持って帰って行くということで、あくまでも実習目的であること。こちらについても今はJAきたみらいが機能を担って、こういった部分をやっている部分がございます。

もう一つの特定制度、ここについても村口議員がおっしゃるとおり今1号で入っていらっしゃる方とかいらっしゃるし、こちらについては就労目的というような中身で

こちらとしては認識しておりますし、より労働力といった要素が強いのかなと思っております。そういったことで、この二つの違いと目的については認識しております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） その部分については、十分把握されているということだと思います。

次に、私の方で質問したいのは、特定技能について、農業実習生もそうですけれども、1人を雇うのにかなりの金額が必要です。大ざっぱに言いますと事前の負担金とか、それから、それぞれ登録機関とか監理団体とかに納める金が年間20万とか30万。働かれる方の月額給料は大体23万前後ぐらいかなと。初年度にその人に払う金額は大体350万から400万。そのほかに住宅を設置をしなきゃならないということで簡易住宅ですけれども、1LDKか1DKか大きさによって若干違いますけれども、一般的につくると大体500万から700万、設置するのにかかるということで、大体1人を雇うのに1千万ぐらい初年度にかかるというふうに聞いております。ですので、ぜひ賃貸住宅についてもご支援をしていただきたいと思っておりますし、ほかの町村の制度としまして、私が調べたわけではないんですけども、訓子府の農家さんの話を聞く限り、置戸もそうですし、特に湧別町については賃貸住宅の建設部分の支援、それから空き家住宅を購入した場合に改修する支援ということで、支援をされております。その金額については、大した金額ではないですけども、ただ単に補助をするということではなくて、町内の業者さんがその建設に携わった場合についてはプラスするとかということでやられております。例えば、湧別町ですけれども20㎡以上で1戸56万円の助成がされています。町内業者の場合はその倍、112万円の助成がされている。中抜きさせていただいて2LDKでしたら45㎡以上で1戸113万円。町内業者の場合は226万円というような形で単純に助成するというのではなくて、他の部分でもメリットがあるような支援制度を考えていただければなというふうに思います。

この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 賃貸住宅整備への支援ということで、確かに町内外を問わず一律というところではなく、町内業者が絡む場合には補助額を増やすといったそういったことは検討しなければならないのかなと思っておりますし、そういう制度の設計をされているところが多いと思われますので、今後はそういったことも考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） ぜひ来年度の予算に向けて検討していただければと思います。

2点目の雇用労働者への支援について、ほかの市町村でも多分ないと思っております。ただ、単純に雇用の支援をするという意味ではなくて、商工業も含めて定住対策、それから移住対策も含めて、私はここで考えていただきたいということで述べさせていただいております。農業就労者の関係については、ステップアップ、特定技能の方にステップアップしないと基本的に定住、永住はできませんけれども、特定技能については3年経過して4年目以降を特定2号と言われるやつですけれども、そこにいけば定住が可能だということですし、例えば十勝の方でいいますと日高町、これは特出していますけれども、競馬関係が多い町で

すので、調教師の方が約400人ぐらいいるというふうに聞いております。その中で、配偶者の方も地元に来て住まわれているということですので、将来的に考えて今というわけではありませんけれども、将来的に向けて定住対策の一つだというふうに思います。支援することによって、訓子府がいい町だ、住みよい町だというような形で考えていただければと思いますし、何日か前のテレビの放映でありましたとおり、日本の人口の50年後の話をしていましたけれども、50年後、私は生きてないですけども、人口の1割は外国人だ。訓子府は50年後、何人になるか分かりませんが、3千人であれば300人は外国人だということですので、ぜひ訓子府もいろいろな部分で外国語が目につくような感じの対応をしていただければと思います。ちょっと3点目に少し入りましたけれども、そのような形で私は雇用の部分の働いている方の支援を考えていただきたいということで、お考えがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、ご質問のいただいた特定技能で1号であれば、そういった時間の経過によってわが町に定住していただけるというようなお話がありました。今この特定機能の部分につきましては2号という部分、2号というのは家族も対応できて、その方々がずっと永住していけるという業種に農業が位置付けられて、今後こういった特定技能とか技能実習生制度を今年の4月に国はもう抜本的に見直すというような中身で動いているのが実態かなということで認識しております。

確かに先ほどの答弁では、雇用労働といった意味で、支援は今のところ考えは持っておりませんということでご回答しておりますけれども、これが訓子府に住所を持って、そういった部分で訓子府に入り込みがあるということであれば、私ども話はちょっと違ってくるかなということで認識しております。

そういったところでも、もうちょっと整理しなきゃならないところは、質問の中にもありました。日本人の雇用労働力と外国の雇用労働力の方もいらっしゃるもので、その部分は訓子府に住んでくれるのかというようなことも絡みながら、支援政策としては労働力の部分では考えていけるのかなと思っておりますし、その辺、答弁で申し上げた今の現行の農業も商工業も、うちの町に住んでいる者ということで、全部制限がついておりますので、そういった中身になってまいりましたら、そういった部分の雇用の支援というような部分も検討していけるかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） ぜひお願いします。3点目の生活面の支援ということで詳しく回答していただきありがとうございます。私の質問で住民の方が何人いるかというのを質問しようかなと思ったので、回答ここにもありましたので、8月末時点で65人おられるということですし、それから国籍も9か国となっているということで書いてあります。

ここで私の方が再質問したいのは、8月の15、16だと思うんですけども、お盆休みということで、地元の町内会でありますけれども、外国の方が住んでられる住宅の前のごみ収集箱というんですか、その中に満タンに入っておりました。これはやはり外国の方に知られていないというか、周知すべきなのかどうか、その辺はちょっと分かりませんが、やはり生活面で周りの環境も含めて、ごみの出し方も理解されるようにされた方がいいんじゃないかということで、今回質問させていただいていますし、100%、100%

と言っていいのかわかりませんが、雇用されている方に頼るとするのは、ちょっと僕、疑問あると思うんですね。雇用されている方がここに出ていますとおりにベトナム語、インドネシア語がわからないです。ですから、雇用されている方に言ってもわからない。働かれる方を管理しているのは、基本的に登録支援機関なり、それから監理団体です。その方が月に1回か2回来て、母国語でしゃべられて、いろいろな形で聞いているということですので、雇用されている方が分かるという感じではないですし、何でもかんでもごみ収集カレンダーを全部外国語にすればいいという話ではないです。特別な部分で簡単な部分がありましたら、今はパソコンとかLINEもそうですけれども、簡単に外国語に変換が可能です。私が知っている農家さんのベトナム人の方でしたけれども、インターネットはお金がかかるのでほとんどLINEです。LINEを使ってベトナム語を日本語で打って、それをベトナム語に変換しています。雇用されている方はほとんどわからないです。日本語をしゃべっても100%理解されていません。ということで、ある程度、重要になって変な言い方ですけども、一部でよろしいですから、カレンダー、そういう特別な日とかあと災害の関係もありますし、そういう部分で簡単にパソコンを使えば、外国語が出る時代になってきましたので、ぜひ活用していただきたいと思っておりますし、前回でも少し話しましたとおりに、交付税措置もされています。普通交付税の包括算定経費の中にも算定されておりまして、特別交付税の中にも算定をされておりまして。また、外国人の関係で、こういう部分で周知をする部分で経費がかかる部分については交付金制度も、これは法務省管轄ですけどもありますので、ぜひ利用されればと思います。そういうことで今後含めて、先ほどはなかなか難しいというような回答でしたけれども、今後に向けて何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） 今ご質問いただきましたごみカレンダーを含めた、災害なども含めた外国人就労者への周知などにつきましてご質問いただきましたけれども、議員が心配されているとおりに外国人の方が日本で生活する場合は言語の部分で大変苦労される場面も少なくないのかなと思います。本町で働いている外国人労働者の方におかれましても同様かと思っておりますけれども、町長からの答弁でもありましてとおりに、ごみの出し方につきましては、雇用主の方を介してという説明をさせていただきましたが、手続きの際、登録支援団体の方が同行してくる方も多く、それらの方のご協力もいただきながら、ごみの出し方については、ご説明のご協力をいただいているところでございます。

また、カレンダー、外国語版のカレンダーにつきましては、確かに用意している自治体もありますけれども、先ほどお話がありましてとおりに、本町に在留する外国人の方、9か国の方がいらっしゃいまして、言語の数でいうと九つありますので、九つの種類のカレンダーを用意することが可能かどうかも含めまして検討したいと思っておりますけれども、先ほど村口議員からもご提案がありましてとおりにスマートフォンの無料アプリなど翻訳機能を搭載しているものを使うと、言語を自分の希望する言語に変換できるようなものもありますので、そういったものをうまく活用していただくことも手段の一つになるのではと考えているところでございます。そういった部分も含めながら、雇用主さんや登録支援団体の方、またご本人たちともお話できれば、その辺も踏まえて今後対応について検討していきたいと考えております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） それでは、次に、大きな2点目の部分について質問させていただきます。

下水道汚泥の堆肥化の考えについて。

最近の肥料高騰により、国では下水汚泥を積極的に利用するよう、いろいろな補助制度ができており、本町においても下水道汚泥を年間約300トン発生しているといいますが、循環型社会として農業への利用について伺います。

下水道汚泥は過去に農業者が利用していましたが、最近では引き取り手がなく、置戸町境野にあります堆肥供給センターに依頼しているところですが、この汚泥については既に農林水産省の堆肥の承認を受けていると思いますが、本町における利用の考えについてお答えをお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「下水道汚泥の堆肥化の考えについて」ご質問がございました。

「下水汚泥は、過去には農業者が利用していましたが、最近では引き取り手がなく、置戸町境野にある堆肥供給センターに依頼しているところですが、この汚泥は既に農林水産大臣の承認を受けていると思いますが、本町における利用の考えについて」のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

本町の汚水処理、汚泥処理の状況ですが、市街地地区で発生する汚水は町内にある訓子府地区農業集落排水管理センター、末広地区農業集落排水処理センター、日出地区農業集落排水処理センターの各施設で処理しており、郊外地区については、各家庭に設置している合併処理浄化槽にて汚水を処理している状況でございます。

汚水処理では、年間36万2千トンの汚水を処理し、その処理により約300トンの汚泥が発生している状況でございます。

汚泥の利用として、農地還元を目的に肥料の品質の確保等に関する法律の規定に基づき、平成14年に肥料登録を行い、平成30年度末まで農家受益者に汚泥肥料を受け入れていただいております。しかし、一時堆積場所の確保や施肥まで相当な手間を要するなどの理由により、受け入れ先がなくなった状況でございます。

そのような状況の中で、町内の法人経営農家への利用促進PRや北見農業試験場、堆肥供給センターでの有効活用の検討を行いましたが、いずれも難しいとの判断に至っております。

現在は町内での汚泥肥料の需要もなく、平成31年度から置戸町の堆肥供給センターへ原料として全量搬入、新たな汚泥肥料として製造生産し、本町の町営牧場や置戸町のふれあい農園・ぶどう園で利活用されております。

下水汚泥は貴重な資源の一つであるとの認識のもと、循環型社会の構築を考えれば、適正な汚泥処理を行い、資源を効率的に利用し、持続的に循環させていくシステムを関係機関と連携しながら考えてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） まず数字について教えていただきたいと思います。31年度から置戸の堆肥供給センターという形で処理がされていると思います。31年度から令和4年

度までの処理費の金額について、資料が持っておられましたら、金額を教えてくださいと思います。

○議長（山田日出夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） ただいま、議員の方から31年から令和4年度までの処理費にかかる費用の内訳ということで質問ございました。

手元にちょっと資料が令和2年から4年までの資料しか用意してませんので、令和2年から令和4年度までの数値で回答させていただきます。

まず、汚泥の搬出した数量になります。令和2年度につきましては301.06トン、消費税込みで496万7,490円です。令和3年度につきましては296.29トン、消費税込みで488万8,785円。令和4年度につきましては、284.43トン、消費税込みで469万3,095円の処理費がかかっています。

さらに、この汚泥を搬送する費用がかかります。令和2年度につきましては90回で143万5,500円、令和3年度で87回、138万7,650円、令和4年度で80回、127万6千円の費用がかかっています。実績は以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 令和5年度については、単価が予算でも出てたとおり、金額が上がったということで、多分この金額が令和4年の500万弱ぐらいが処理費ですけども、600万ぐらいになるというふうに聞いております。下水汚泥自体が堆肥になっているのに、さらに生ごみ処理と一緒に堆肥にするという部分で何か不自然があるのかなど。それをまた牧場に持って行って、100%か何%か分かりませんが、回答にありましたとおり牧場以外にも、置戸のふれあい農園に使われているところですし、もう一度町営牧場に戻して利用するのであれば、僕が堆肥については詳しいわけではないですけども、堆肥の許可が出ているということは、それなりに成分は一般的な堆肥と変わらないというふうに僕は思っております。ですので、生ごみ処理と一緒に堆肥を堆肥化して、さらにそれを買って牧場に入れるというのは、どうも一般的な流れからいっておかしいんじゃないのかなど。思うのは、直接牧場に持って行って、多分、水分が多いから堆肥にならないというのか、その辺はちょっと分かりませんが、直接なぜ牧場に入れないのか、その理由がありましたら、ご回答いただければというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 町営牧場に直接下水汚泥を持っていかないのはなぜなのかというようなご質問ですけども、議員がおっしゃるとおり、水分とかそういった部分の調整とかもあります。こちらとしても、それ以前に原料としてそういった下水汚泥を肥料の登録がとれているとはいえ、私どもも酪農家の牛を預かって、そこで牧草を育てて、その牛に食べさせるというような中身を行っておりますので、その下水汚泥の活用につきましては、牧場の運営協議会とかで話をし、とりあえず現状の置戸の堆肥供給センターの方から供給を受けている状況にあります。そういった部分につきましても、なかなか利用者からも本当に登録取れているとはいえ、大丈夫なのかとかいうようなお声とかもありまして、今の形態で受け入れることに牧場としてはなったというようなことで牧場としては整理をしております、量につきましては、町営牧場の放牧地に毎年100トン投入している実態にあります。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 今、成分的な話とあとは処理の関係の原料の話だと思いますけども、農林水産大臣の許可が出て、成分分析も1年に1回やっているということですし、私はその成分表を見せていただきました。それを見ている限り、国の基準は多分クリアされている。それから貴金属類的にも、そういう部分でもクリアされているので、堆肥化の証明をいただいているということですので、昨今の物価高騰なり、それから化学肥料の高騰を考えれば、金額的に全体からいけば600万か大きいかな少ないかな分かりませんが、その分だけでも少なくなるし、牧場の経営的にも直接、置戸の堆肥供給センターから買わなくていいというふうに思いますので、冬季間やってないですけども、ぜひそれは運営協議会なり、今の時代、何年か前に討議された話ですし、今、現時点で全国的に下水汚泥については利用するようという推進されているわけですから、僕はぜひ利用するようやっていたらいいかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、村口議員のご質問にありましたとおり、そういった部分で検討してはということで、こちらとしても内部で検討はしたいと思います。

ただし、先ほど森田課長の説明にありましたとおり、過去から農業者に引き取っていただいていたものが、やはり引き取っていただけないというような部分、理由として、基準とかは多分満たしているのでありますけれども、やっぱり印象的にそういった部分に、下水汚泥に、はっきり申し上げまして、アレルギーがあるというような形なのかなと正直言っています。そういった部分につきましては、牧場に諮ってもそういった意見というのは同じように伺っていますし、この頃の昨今の緑対策で地域資源を最大限に活用しましょうというような部分、重々承知しておりますけども、そういった部分も配慮しながら投入を決めていかなきゃならないというような視点は担当として外せないかなと思っていますので、この部分については検討はさせていただきたいとは思いますが、そのような考えを担当として持っているということは認識させていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 先ほどの最初の回答にありましたとおり本町の町営牧場に入っているんですね。全量がどうか分かりませんが、100トンの内訳がどういうふうになっているか分かりませんが、何分の1か何分のあれだか分かりませんが、入っているわけだから、使っているというふうにはしか理解できません。ですので、それは行政として今の世相を考えながら理解をしていただくような形で進めていただければというふうに思いますし、またもう一つ牧場の話ではなくて、町自体に堆肥供給センターというものがあります。そこには詳細はあまり言えないですけども、遠くから何キロもかけて燃料をかけて全量そこから入れております。今言われている循環型社会、地域の堆肥を含めて、やはり利用されるべきでないかなというふうに思いますし、町の堆肥供給センターが年間の入れる量じゃなくて、農家さんに出す量として1万8千トンもあるわけですね。そのうちの300トン、水分量が85%だから最終的に何ぼになるか分かりませんが、60%にしても180トンです。1%ぐらいしかならないんですね。ましてや施設自体も私が何回か見る限り、空いている時期もありますので、そういう部分でトータル的に考えて利用するのも必要じゃないかというふうに思いますけど、その点についてはいかがでし

よう。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今ご質問のあった、うちの堆肥供給センターの部分の利用というようなことに関しましては、過去、堆肥供給センターを建設するとき原料としてどういったものを受け入れするのかというような部分も審議して原料を選定しております。そういった中でも確かに下水汚泥というのはございました。そのときもそういった成分とか、そういった部分も検討しながら、候補の一つとしてあったわけですが、結局はやはり当時クリーン農業を推進していると。この部分につきましては、現在うちの町は減農薬とか、そういった部分を推奨してやってまいりましたけども、そういった部分でやはり抵抗があるというような協議の中で下水汚泥は原料として外したという経過がございます。

先ほど村口議員が1万8千トンと言われましたけども、1万8千トンを持ってきて、農家の方にはそれ水分量が落ちていきますので1万2千トン、1万3千トンぐらいを販売しているというのが実態であります。その中で施設が確かに空いている期間とかというものはございますけども、うちの町としては今のところ堆肥供給センターの原料の中には入れられないというような部分がございますので、下水汚泥を単独でどう処理するかという課題もあります。わざわざ持っていくというのはご理解いただけないかもしれないですけども、ほかのものと混ぜて供給するというような形で今、流通させているわけですから、そういった形もありますので、堆肥供給センターでは今は扱えないというようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） それは誰が決めるかというのは僕は町長だと思いますので、ぜひ町長にはいろいろな部分で検討されて決めていただきたいと思っておりますし、単純に1人の部分じゃなくて、町全体の考え方として検討していただきたいなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、下水汚泥の部分と最近の循環型社会の部分の流れの中でどうなんだというところをいただきました。河川汚泥については、大里課長、森田課長言うとおりの部分がございます。ただ、今はバラバラに動いている部分があって、おそらく四、五年前から処理費用がかかる。実は農業者の堆肥化してたときも2年ぐらいは畑のところに堆積して乾燥と発酵させたというのが実態でございます。ただ、そういった意味では、村口議員の言っていることも分かります。ただ、私の一存でということにはならないということも実態としては。利用者が今の課長の部分でいくと利用される農業者の方がどういう、一種アレルギー的な部分もあるのかなというのはありますけども。ちょっとそういった部分を含めて、さまざまな検討、そして600万、700万というところって下水道会計にとっては大きな負担になっているということも事実でございますので、そういった部分をクリアできるような部分をちょっと長くなるとは思いますけど、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 長くなってもよろしいですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思

います。

次に、3点目の国、北海道が行っている給付金などの周知について。

国や北海道が物価高騰などによる生活支援を図ることを目的としている給付金として、厚生労働省の年金生活者支援給付制度や、既に各個人には道の方から通知がされていると思いますけども、低所得者世帯臨時特別交付制度の支援が現在されております。

このような給付制度の対象者については、高齢者が多くインターネットや町の窓口カウンターにありますパンフレットで周知はされていると思いますけれども、手だてはかかなり乏しいと思います。そこで次の点について伺います。

町として広報紙などで周知する考えについてお伺いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「国、北海道が行っている給付金などの周知について」お尋ねがございましたのでお答えします。

「町として広報紙などで周知する考えは」とのお尋ねがございました。

今回例として挙げられている「年金生活者支援給付制度」は厚生労働省が所管し、年金事務所が対象者に直接通知をしております。

町にも制度の概要を周知するためのポスターが送られてきており、庁舎内に張り出しているほか、広報紙での周知の協力要請が来ており、令和4年9月号広報に掲載をしております。

一方「北海道低所得者世帯臨時特別給付制度」は北海道が対象者に直接通知をしております。

ほかにも、国や北海道が直接通知する給付金等があることを想定され、それら全てを把握し、周知ことは難しいと思いますが、町で把握できる分については周知を図っていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました件につきましてお答えいたしました。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 今お答えいただきますといろいろな部分で周知されているというふうに回答ありました。私も件数はそんなにないんですけども、お年寄り関連でお話をされている中でどうなんですかと聞いた場合について、いや知らない。そういう制度なんなのかというのは聞いておりますし、多分今回ここにいる方で、私が質問する以外で多分知っている方がいるかというのは数限られているのかなというふうに思います。

なぜ今回出させていただいたかというのは、所得がかなり低い方、支給要件として65歳以上で非課税世帯。それから年金所得とその他の収入で年間88万ちょっとを超えると国民年金の話の部分ですけど、40年間で納める480月で満度に受けたとして月5,140円が支給されるということですので、これを12掛けると6万ぐらいですので、今回の3万円、非課税世帯3万円、それから低所得者の町と道のを合わせた3万円よりは超えます。そういう部分で、今後、国の資金がどういうふうになるか分かりませんが、確実に制度として今実行されているわけですから、徹底とはいわないですけども、極力高齢者で低所得者の方については周知をしていただけるような進み方をお願いしたいと思いますし、二つ目の二つ目というか項目的に北海道低所得者世帯、直接通知がされている

みたいですし、議会の説明の中でもありました。町が1万8千円、道が1万2千円。私が広報で見た中で、町の部分しか出ていなかったのも、すみませんけども、その部分で少し北海道でプラス1万2千円が出るよみたいな書き方をされると、町民の方ももっと理解がされたのかなど。本人に行きますし、請求すれば1万2千円出ますけども、期限が決まっておりますので、時期を含めて広報で引き続き出していきたいと思います。

これに限らず、知る人は知っているんですけども、クーポン、昨年の12月でコロナの関係で郵便局で販売された部分で、クーポン券が4千円出せば5千円のクーポン券がもらえる。行けば1万円分のクーポン券が買えるというものについてもあまり知られていない。その内容については、町内の飲食店で使えるクーポン券だということですので、回答にありましたとおり、全てを把握できるわけではないですけども、いろいろな部分でテレビ、それから新聞等が出ていると思いますので、何かそういう話が担当課以外でもありましたら、ぜひそういう話をさせていただければということで、小さい部分でもいっぱい出てくるのではないかなというふうに思います。ぜひそういう部分がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、国、道で実施するさまざまな部分で給付、クーポンも含めてということの、町で把握できる部分は一定程度やっていきたいということで答弁をさせていただきました。

議員言われるとおり、道の町民税均等割課税世帯、均等割のみ課税世帯については、道が1万2千円で町が1万8千円ということで、その部分は明らかに3万円の非課税世帯の3万円があって、その1万8千円は道出すよ。町が1万2千円出して同じ額にしましょうというのが、もともとの制度設計だったんで、そういった意味では、その部分は大事にちょっと、同じラインで周知というか、広報をしていかなきゃ駄目だったなというのをちょっと反省点としてはございます。

しかし、非常にこれDXというんですかね、それを型に非常にわれわれの知らないところで、もう結構動きが、知らないと言っちゃ怒られるんですけども、動きがあるということで、そういった意味ではさまざまなそういった給付とか、クーポン的な部分の情報にアンテナを張りながら、そういった部分をなるべく噛み砕いて同じ紙面の中で周知なり、広報をしていきたいというふうに思います。

特にこの年金のやつは、実は消費税の値上げ分の関係の給付というか、部分ということが、いまだに続いているということがあって、去年の9月に広報に出したきりということもありますので、そういった意味では特にそういった部分で役場に相談をいただければ丁寧に調査して教えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 6番、村口鉄哉君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時 7分

再開 午後 3時20分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、大野良弘君の発言を許します。

大野良弘君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野良弘でございます。少し緊張しておりますので、うまくしゃべれないと思いますけれども、どうぞご容赦いただきたいなと思います。

まず、1点目の質問でございます。

救急出動要請の対応についてということで、訓子府町民2人から同時刻に別々の場所への出動要請があった場合の対応などについて、現在の状況と課題をお伺いいたします。

一つ目が、救急車が出動し一時不在となる場合における現在の対応状況と課題は。

二つ目に、救急車が一時不在する場合、消防車で救急隊員が出動し、救急車が到着するまでの間に救命措置を行うことは想定されるのかどうか。

そして3番目に、救急隊員がAEDを使用した件数の実績、町内の各事業所に配備されておりますAEDを町民が直接使用し救急活動を行った令和4年度の件数について教えてくださいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「救急出動要請の対応について」3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に「救急車が出動し、一時不在となる場合における現在の対応状況と課題は」とのお尋ねがありました。

北見地区消防組合では、平成20年3月10日から北見消防署通信指令課に高機能消防指令装置を導入するとともに通信一元化を図り、北見市・置戸町・訓子府町の119番を一括受理、高速回線を通じ、各支署・出張所に出動指令が出されており、訓子府救急・置戸救急が同時出動している場合におきましても、この高機能消防指令装置により出動該当車両が自動的に選定され、北見救急または留辺蘂救急が訓子府町・置戸町へと出動する体制が構築されており、北見地区消防組合内の全ての救急事案に対応できるものと伺っております。

2点目に「救急車一時不在等の場合、消防車で救急隊員が出動し、救急車到着までの間に救命措置を行うことは想定されるか」とのお尋ねがございました。

そのときの勤務者数にもよりますが、6名以上で勤務している場合には、消防車と救急車の2台運用を行っておりますので、救急出動中の別事案につきましては、1点目のお尋ね同様に当該出動車両が自動的に選定されますので、消防車で救急現場に出動し、処置観察を行い、後着の救急隊に引き継いでいると伺っております。

3点目に「救急隊員がAEDを使用した件数、町内各事業所に配備しているAEDの使用により町民が直接救急活動を行った令和4年度の件数は」とのお尋ねがございました。

令和4年中の救急出動274件のうち、救急隊員がAEDパッドを装着した事案は20件、うち3件が電気ショックを行っております。また、令和4年中にAED設置事業所のAEDを実際に使用し、救急活動を行った件数は1件であり、関係者から傷病者を引き継ぎ、医療機関へ搬送をしております。

以上、お尋ねがありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますよ

うよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、少し細かい話になりますけれども、質問をさせていただきたいと思いますので、お答えできる範囲内で結構ですのでよろしくお願いいたします。

まず、私がこの質問を今回させていただいたのには、若干、僕の勉強不足もあったせいもあり、救急車が1台しかない。その中で複数の同時の出動しちゃった場合に到着、希望する救急をすぐ来てほしいと思う人、遅れるんじゃないかという概念があったものですから、心配になって質問させていただきましたが、今のお答えのとおり対応は十分、現実的に可能だし、消防車も配置、出動する中で対応して応急措置をするというふうなご回答いただきましたので、安心していただいております。

救急車は歴史的にいけば1890年で東京で運用が始まって1923年の関東大震災で多くの負傷者ができたときに、救急車不足や交通の渋滞などによって、多くの方々が適切な治療を受けられなかったという悲劇を教訓にした法改正で救急車の整備を全国的に進めようということで今の体制にきた。それによって多くの方々が十何分、二十何分という間で電話をしてから到着してくれて病院まで運んでくれて命が助かる。そういう事例が多くある。

それとAEDに関してもそんなに多くの事例はないようです。残念ながら北見の4年度の救急統計も見ましても、ほとんどが65歳以上の急病の方、これが67%を占めて、その次に多いのが一般負傷で13%ということで、AEDを利用する回数は北見市においてもそうそう多いわけではない。ただ、このAEDは心臓の再生、微細動の再生ですので、これを受けて助かった人も少なからず北見でも7名から10名ぐらい毎年いるということであれば、このAEDの普及、そして一般市民の方々が、いざというときに近くにいるわけですから、救急車が到達するまでの間にそのAEDをどのように持ってきて、即対応できるのかというのがすごく課題になっているんだと思います。

それで、今年の1月にたまたま広報を見たときに、北見で上級の救急救命講習会があるという。希望者は申し込んでくださいという記事を見ましたので、私も申し込んでみました。そのときはハイヤーの運転手でしたので、ハイヤーの運転手として、そういう上級の救急救命の講習がどういうものかということに興味がありましたので参加したのですが、そのときにほとんど日赤だとか、病院の関係者の看護婦さんなり、男性の方なりがいました。一緒にAEDの使用の仕方、いろいろな応援の求め方、そういうのを一緒に勉強できたわけですが、そこで得たことというのがすごく私のいろいろな意味合いで貴重な経験をさせてもらいました。やはり、看護婦さんやなんかは、毎日、毎日、患者さんのたびに、そして救急隊の方々は毎日、毎日、いつ来るか、そして現場に行って、現場の状況はいろんな場面がありますので、その場面に応じた対応をしなきゃならないということで相当苦労しているかと思うんですね。精神的な苦労、いろいろあると思います。それに対して北見の消防組合が北見市、留辺蘂、置戸、常呂、そして訓子府と連合してやっているとということについては、素晴らしいことだと思います。

それで若干質問をさせていただきたいと思います。

まずは、訓子府消防の出動件数は先ほどの答えで令和4年で274件ということでありましたが、これは訓子府町内における訓子府町民からの要請件数として理解していいか。

それとも複数同時要請で北見市の住民の要請に対して北見に出動した、あと置戸に出動した、そういう件数が含まれるのか、それ以外に件数があるのか、そこら辺もし把握していれば教えていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、議員の方から274件のうち、これは訓子府町内の出動かというようなお尋ねがありました。

これにつきましては、北見、置戸に出動している分も含めた274件となっております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、次に、AEDの関係で各事業所におきまして、AEDを設置している状況があると思いますけれども、どのような設置状況か把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、議員から各事業所における設置状況のお尋ねがありました。

北見地区消防組合では、AED設置事業者数、組合内全体で255件ございまして、うち訓子府町内につきましては、公共施設をはじめ、13事業所に設置している状況となっております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、そのAEDを各事業所さんが主体的に設置を決めていると思うんですけれども、そのAEDを備品になりますけれども、本体を購入するときの助成なり、その他、消耗品もあると思うんですが、そこら辺の制度で支援するものはございますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、AEDの購入等にかかる支援制度、ご質問がございました。

支援制度でございしますが、AED本体に、購入にかかる支援制度はございませんけども、北見地区消防組合では、平成26年9月9日からAEDの使用協力登録制度が施行されてございます。この制度は、一般町民が事業所に設置してあるAEDを活用と応急手当に対してご協力いただける事業所を認定し、標示表を交付しているほか、事業所のAEDを使用した際のAEDパッドの購入費の助成を行っているところでございます。

なお、訓子府町内のAED設置13事業所につきましては、全て認定済みとなっております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、続きまして、事故現場、あと救急出動の現場、いろいろな対応が必要だということで、いろいろな想定をしなきゃならないと思うんですけれども、それらの訓練だとか対応のマニュアル的なものが消防組合にあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、議員から要請があった場合、想定した対応のマ

ニュアルや訓練とかあるかというようなお尋ねがございました。

訓子府町では、複数傷病者が発生する事案としては、交通事故がもっとも多く、そういう場合につきましては119番を受理した際に複数の傷病者がいる、いるかもしれないという情報があれば、先ほど町長の答弁同様に複数台の救急車が同時に指令を出して対応しているところでございます。

また、10名以上の傷病者が発生する災害現場につきましては、先着隊が処置するのではなく、処置の緊急性や症状の重症度から優先順位を決めるトリアージということを実施しております。

また、一つとして同じ災害現場はございませんので、^{まいとうむ}毎当務での訓練や救急のワークステーションでの研修等できざまな訓練を想定したシミュレーション訓練を重ねているほか、北見地区消防組合警防活動要綱に基づき、傷病者の処置、観察にあたっているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 具体的な事例ありがとうございます。それでもう少しちょっと踏み込んで具体的な事例でお聞きしたいんですが、例えば、バス事故が留辺蘂でありました。そしてちょっと複数、傷病者が出ていますとなった場合、当然、救急車で運ばなければならない骨折のある方とか、出血の激しい方。これは当然、救急車で運ばなきゃならないと思うんですけど、軽い打撲だとか、軽い傷だとか、特に救急車に乗らなくてもいいような方、でも、病院には1回診察を受けなければならない方がいた場合、複数いた場合、これは誰がどのような対応をするのか。バス事故ですから、当然、バスの会社が臨時便なりを出して、お客さんを目的地まで運ばなきゃならないから、その後、病院に行ってくださいというような流れになるのかなと勝手に想像してますけども、具体的な事例がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、複数傷病者、バスが事故したという想定のご質問がありましたけれども、そういった大規模な事案というのがちょっとございませんで、先ほど回答いたしましたトリアージということで、黒・赤・黄色・緑ということで、軽症の方につきましては、緑のタグがつきます。そういった方につきましては、自己受診という形をお願いしているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは続きまして、インターネットでも調べられるんですけども、救急統計、北見地区消防組合の令和4年度の救急統計というのがネットでPDFファイルでとれます。これを調べましたところ、訓子府は1台ですよね救急車。置戸も1台、そして北見市は、私、たくさんあるんだと思っていたんですけど、実は少なく、北見あれだけ広いのに4台なんですよね。端野が1台。常呂が2台、留辺蘂が2台ということで、訓子府は274件でしたけども、北見の総合計、留辺蘂、常呂も含めたら6、332件も救急搬送しているという実態を考えたときに、相対的にもっと北見市内に救急車があったらいいんじゃないかなとは思ってますけども、これは北見地区消防組合が議会もありますし、検討すべきことだと思いますので、今は質問しませんけれども、相当頑張って活動してくれている。努力してくれているというのがこの統計で分かります。

そして、私、AEDのことが僕はもっとも一般市民が協力する上で大事だなと認識だったんですけども、実はこの統計を見ましたら、一番大事なのは、まず現場から人を安全な場所に移動させる。そして出血してたら止血措置をすぐとる。そして心臓がとまっていたら、胸部圧迫で人工蘇生をする。これがほとんどなんですよ。AEDはほんのわずかなんです。ということは、各事業所にAEDの設置を要請してるわけではないと思うんですけども、もし各事業所に止血対応できる包帯なり三角巾なり消毒薬なり、そういうものをもし常備していたとしたら、自分の会社の従業員がけがしたとき、事故があったとき、けがしたときですね。交通事故があって出動したとき、事業所の近くで交通事故があって、どうしたどうしたっていったときに、まずは包帯があることによって相当その人の人命を助けることができるというふうに理解できますので、今後の参考ということで、包帯の救急用品といたらいいですかね、救急用品の備蓄なり配置というのを各事業所に協力をお願いするというのが消防の役割かどうか分からないんですけど、そこら辺もし何かお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 高橋参与、ちょっとそこはという顔されましたから、私の方から回答したいと思います。

そういった意味では、消防としてではなくて、事業所として、そういった部分、特に町にも実態といたらちょっとさまざまな薬も含めてございますので、ちょっと調べたことはございませんけども、一定レベルのそういったもの、用品的なものは、事業所としてはあるのかなというふうには認識しております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 何せ町民の方々がいざ事故に遭った、けがをした、そういうときにみんなで助けられる体制。それをいろいろな角度から研究調査していただければありがたいと思いますので、1点目の質問については終わりたいと思います。

それでは、続きまして、2点目の自治会資料の重要性について、一般質問通告書に基づきまして質問させていただきたいと思います。

訓子府町のまちづくり、地域おこしの根幹となる実践会さんや町内会さんの自治会をはじめとする各種団体が、これまでどのような活動をしてきたのかという歴史を調べ、その文書や写真などの資料を保存し、管理することはとても重要なことだと思います。

この中で実践会および町内会における資料の保存と自治会史作成に向けた対応の状況について伺います。

まず、一つ目が、訓子府町の歴史にとって、必要と判断される自治会資料などを町の重要文書等として取り扱い、町が保存管理するという考え方を検討してはどうかと考えているところではありますが、どうお考えでしょうか。

それと2番目に、自治会史の必要性や課題など、学習会やアドバイザー派遣などの方法により、自治会と行政が連携する中で取り組みを深めていくことが重要と思いますが、どう対応すべきと考えるか。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「自治会資料の重要性について」2点のお尋ねがあり

ましたのでお答えをします。町長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目の「訓子府町の歴史にとって必要と判断される自治会資料などを町の重要文書として取り扱い、町が保存管理と管理するという考え方を検討してはどうか」とのお尋ねがございました。

教育委員会の自治会資料の保存管理につきましては、これまでも地域資料など収集方針に基づきながら、訓子府の歴史・文化・生活・自然などの重要かつ貴重と認められる写真・地図・文献などの資料を歴史館や図書館を拠点として、収集・保存・活用を行っています。

また、訓子府にとって重要な未収集の資料については、公民館や歴史館の企画展示や各種事業実施の際、参加者に提供を呼びかけ、生涯学習情報誌でも記事掲載などにより町民に提供を呼びかける取り組みを行っています。今後も町にとって重要かつ貴重と思われる地域資料については、町民共有の財産として位置付け、収集・保存・活用を図ってまいりたいと考えております。

2点目の「自治会史の必要性や課題など学習会やアドバイザー派遣などの方法により自治会と行政が連携する中で取り組みを深めていくことが重要かと思うが、どう対応すべきと考えるか」とのお尋ねがありました。

本町の自治会史のこれまでの発刊状況につきましては、実践会地区のほとんどが発刊済みで、市街地の町内会では一部での町内会史が発刊されている状況であります。

町内会や実践会が主体となって発刊される自治会史につきましては、地域における歴史・文化・生活の記録などを後世に伝える重要な役割を担っていることから、発刊する際に教育委員会が相談を受け、編集に必要な写真や地図、文献などを収集・提供などの支援を行っています。

また、町からは自治会史の発刊の費用の一部を補助し、昭和49年度から現在まで23冊の町内会史、実践会史の発刊に関わり、完成品については町図書館などで蔵書し、町民共有の財産として誰でも閲覧可能としております。

地域における歴史・生活・文化などの貴重な自治会史につきましては、これまでと同様に各町内会や実践会の要請に応えるように、相談・資料の収集・提供の支援を行うとともに、必要であれば専門的な立場でアドバイスのできる人の紹介や講座の実習も含め、自治会と連携を図りながら、自治会史の発刊などの支援に努めてまいりたいと思いますので、ご理解ください。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 細部にわたりお答えいただきました。ありがとうございます。よく分かりました。それで私ちょっと主張が長くなるかもしれませんが、ちょっとご勘弁いただいて、このテーマを何で取り上げたのかという話なんですけれども、要は町内会や各種団体、そこで持っている資料、これは各自治会や各種団体が自主的に保存年限を決めて自主的に管理している。これは当たり前、常識的な話ですね。なので、例えば町の中では町内活動に関しては町民課が窓口ですよとか、実践会は農協が窓口ですよとか、町史の編さんに関することになったら総務課ですよとか、あと今の教育長の説明のとおり町

民の歴史・文化・生活に関することは社会教育課ということで、それぞれが分担しあって役割を担っているということで、全然問題ないんですけれども、その中で、やはり各自治会なり団体の自主的な判断だけだと言ったら、ちょっと言い方は悪いのかもしれませんが、要は重要な資料というのは原本一つしかないわけですから、コピーがあれば別ですけれども、それが破棄されたらどう調べようと思っても無理ということになります。それで私が今回提案したいというか、検討していただきたいという結論から先に話していきますが、何せ原本一つしかありませんので、自治会資料の重要性に対する認識、これを各課、それと各団体、自治会と連携する中で、重要性の認識と共通理解を図る。そういう連絡会議などの開催って言うんでしょうかね、その設置が必要ではないかなというふうに感じているところです。

それがなぜ必要なのかという話を一つずつしていきたいと思うんですが、訓子府に屯田兵なり、北光の方々が開拓をして、今この4代ぐらいの歴史があって今があるんですけど、これからわれわれが何を未来の子どもたちのために残していくのか。それが文書であったり、絵画であったり、音楽であったり、文芸雑誌であったり、いろんな形があると思うんです。それを主体的にやっているのはそれぞれの団体です。それぞれの個人かもしれません。それをどのように町としてリードしていくっていうのか、座標って言うんですかね、船でいけば進路計って言うんですかね、そういうのを設けてあげるのかというのが僕は重要だと思っていて、それが何かということこれからみんなで考えていく必要があるのではないかなというのが、今回の提案の趣旨であります。

それで具体的な事例に入って、もう少し分かりやすくしていきたいと思うんですけれども、訓子府町から転出したふるさと訓子府人という方々たくさんいます。ふるさと納税もしてくれる。そして訓子府に帰ってきたときにどうするかといったら、学校はどうなんだろう、役場はどう変わったんだろう、図書館はどうなんだろう、そして、社会教育課にどんな資料が残ってるんだろう、どんなアドバイスをしてくれるのかということがすごく気になると思います。そういうことに対応した事例が具体的にありますので、まずは私が解説する前に社教課長から、実際、ふるさと訓子府人の方が社教に寄ったときにどんな資料がここにありますよということをアドバイスしたか、参考までに教えていただければと思います。

○議長（山田日出夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君） ただいま、大野議員からご質問いただきましたので、それについてお答えしたいと思います。

町外に出られている方、今は訓子府にお住まいでない方から、そうですね、毎年夏休みですとか、冬休みあたりに、例えば帰郷したとき、それから離れた地で当時のお友達、昔のお友達に会ったときということで、訓子府懐かしいなということでお話することがあります。

例えば、昭和の何年に訓子府小学校を卒業したんだけど、当時のことが懐かしくて身の回りに見てみたけれども資料がない。ですから、そちらの町で、訓子府のことですけれども、訓子府で当時の私のことに関して、あるいは私の友達のことに関して、先生のことに関して、何か思い出のもの、記録として残っておりませんかというようなご相談を受けることがあります。その場合は、うちでっております例えば町史、それで昔、

住んでいらっしやった方の時代背景をちょっと照らし合わせて、これは年表でして、そこでどんな出来事があったのか、それから町の地図ですとか、それからちょっと手は広げなくてはなりませんけれども、卒業アルバムの名簿の中にその方の名前ですとか、お友達の名前を見つけて、あまり今は広く情報というのは公開することはできませんけれども、そういった資料を集めて、うまくいけば卒業写真も出てまいりますので、そういったものを提供することがございます。これ年に2件ぐらい毎年あります。もう少しこう手を広げなくてはということでしたら、うちで所蔵してない資料については図書館へ行って調べたりということをやっております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） そうなんです。そのようにですね。やはり、ふるさと訓子府人は訓子府に対する愛着、これはずっとあるんですよ。そして、その愛着はなぜあるかという話ですけども、やはり、訓子府に住んでいたときの小さい時の思い出、エネルギーが残っているんです卒業したとしても。だから必ず図書館や学校や社教課へ寄り、そして当時の思い出となるもの。これが残ってたらありがたいなというもの。そしてもし社教によってこういう資料がありますよって提供された、あった。そのときの喜び。これはもう貴重だと思います。そういうところにどのように行政がリードしていくとか資料を豊富にするかというのが僕は大事なことだと思います。その資料を今、課長が話してくれたように、図書館に資料集として、これ自治会史の話で質問してますけれども、自治会史として1冊の本をまとめるということも大事ですけども、その基礎となる資料、資料だけの資料集。総会だけの資料集。そういうのを図書館に、もし町内会の初代からずっと保管して1冊のファイルにしてくれたら、それを町民が、そしてふるさと訓子府人が読むことができるわけです。その充実度、価値観、これが僕は大事なんだと思います。そういうところに訓子府はぜひ取り組んでいただきたい。

それは一つのアイデア、考え方ですので、こういう方法もあるよ、ああいう町ではこういうやり方もやってるよというのがたくさん事例はございます。

置戸は置戸でいろんな資料を公開して、僕も置戸に行ったら貸し出し受けられます。町民アンケートも借りれます。総合計画も借りれます。したら、置戸の町民の方がどんなことを町に要望しているのかというのもすぐ分かります。そういう町民と行政が一体となったというんですか、連携したといいますか、そういう取り組みになるように、各課が連携しながら、あと地域の自治会なり実践会なり各種団体なり、時には個人だと思います。個人でも訓子府の素敵な絵を風景を描いている人もいますし、学校の先生も文化祭のときにいろいろな絵手紙みたいなのを発表してくれている方もいますし、そういうようなもの、ものなんですけども、あくまで個人のもの、団体のものなんですけれども、それを近代の、近代というのか現世のといったらいいのか、時代の中の貴重な文化財として位置付けて歴史資料の重要資料として、もし本人から町に寄贈なりがあったら、それをどう管理しているのかいうことを考える。文書保存、個人団体の何て言うんですか、重要文化財保存条例みたいなのができれば、すごく未来が開けるのかなというふうに感じております。

そして、次に、考え方、事例の2なんですけども、今コンピューターは第5世代ということでAI化、これが進んでおります。

一つの事例ですけれども、青いリンゴと赤いリンゴのテストがあります。コンピューターに赤いリンゴと青いリンゴ、どちらがおいしいかという質問をしたら、コンピューターは最初は答えられませんでした。おいしいかおいしくないかという基準がないからです。でも、AIを研究している研究者が青いリンゴはまだ熟していないからまだ食べ頃じゃないよとか、赤いリンゴは熟しておいしそうでにおいもあるしという情報を入れてやってコンピューターがそれを解析することによって、その質問をしたら赤いリンゴを選ぶんです。そういう一つ一つの小さな実験、これの積み重ねで今のすごいAI技術が発達してきているということを考えて、それを僕ら一町民がどれだけ、要は、私の言いたいのはコミュニケーションの話です。一人がいろんな経験をした体験をした貴重な情報を得たとしても独占していたらできないわけですから、その文書として残さなければならない。それが自治会史なり地域史なり文化史なり文芸なりというものの資料になっていくということで、資料の大切さというのが事例の2として分かります。そして・・・

○議長（山田日出夫君） 大野君、あなたの話を聞いてたら、引き込まれてしまっている自分があるんだけど、ここは質問をして答弁をいただく時間ですから、簡潔に質問してください。

○9番（大野良弘君） 質問ですね、分かりました。

そうしたら質問ということですので、そうしたらコミュニケーションの重要性ということで、自治会史なり、地域史なりをまとめる上で必要かどうか、そこら辺の視点でご意見をいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず自治会資料に関わって、いろんなお話をいただいたところですけど、先ほど私が答弁したように行政としてどう重要かつ貴重なものかということで、その方針を示しながら教育委員会としてはその中でいろいろなものを収集して保存しているというのが現実だということで、大野議員のお話を聞いていると、個人の価値観がそれぞれ違いますので、それによって重要文書かどうかというのは私は違うんじゃないかって感じ取って、自治会にとっての資料は、それは地域にとって重要なものですし、そこに行政として必要なものは今までも資料を保存しているし、収集しているという状況だということですので、それ以上何かあるということであれば、おっしゃるような形でのごことも必要になってくるようなことになると思います。

そのような中でコミュニケーションの話もありましたけど、確かにいろいろな文献や資料貴重なものはさまざまあると思います。その中でどうコミュニケーションをとっていかかっていうところも今後に向けては必要ですので、それが町民にとって必要なものであれば、そういうことも含めた文書保存について行政としては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） なかなかちょっとまだ不慣れで、2回目の質問ということで、なかなかうまくできなくて大変申し訳ありません。

それでは、最後になりますけれども、事例の一つで、どこの市町村に行っても、いろいろな絵画なり文芸品なり、いろいろな美術品なりを公共施設に、訓子府の公民館もそうですけれども展示したりしております。その重要性が僕は認識されているからだと思うん

ですよね。それで有名な人の作品はもちろんそうなんですけれども、僕が必要としているのは町民、町民の個人なり、各種団体なりの平素の活動記録。これの重要性にポイントを当てていただけないかなと思うところですが、そのためにはいろいろな角度からの検討なり、各種団体との会議なりする中で、これまでどおりの対応でいいのかとか考えていかなきゃならないと思いますけど、そこら辺で何か方向性なり考えるところがありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっと確認を含めていいですか。今、自治会資料のことを言ってるのか、文化的な部分の活動の中の平素の活動のことを言っているのか、ちょっと確認したいんですが。

○議長（山田日出夫君） 今の質問は後段だと思います。私が聞いている限り。

○教育長（林 秀貴君） そういう意味では、後世にそういういろんな活動をされていることを重要な部分だと思ってますし、今もそういう団体やサークル、さらには個人も含めた部分で教育委員会としては記録として残して後世に伝えるような部分もやっていますので、今後そのことが必要となれば充実していくような文書保存について努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 教育長よろしいですか。質問になりかけて質問でないような感じを2度、3度、私は受けているんですけど、行政と団体との協議体のようなものを設けて検討したらどうかと2度ぐらい、2度か3度言いかけて質問になりきれていないようなところあったんですけども、大野さん、それ質問してませんか。

大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、あらためまして、僕は行政は行政の中での検討会、それと住民と触れ合う中での検討会が当然必要だと思いますし、そういう検討会を開催してほしいと思いますので、その考えについてお伺いいたします。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今後そういうものを含めて自治会資料という部分も含めた中で必要であるのであれば、行政内部も含めて、自治会の方とも連携を図りながら、そういうところの協議の場を必要とあれば設けながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 以上で終わります。

○議長（山田日出夫君） 9番、大野良弘君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、皆さま、ご参集をよろしく
お願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 6分